

◎議 事 日 程（第2号）

平成20年12月10日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第45号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第46号 愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第47号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第48号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第5 議案第49号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第50号 愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第51号 愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第52号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第53号 （仮称）愛西市北河田児童館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第54号 （仮称）愛西市西川端児童館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第55号 （仮称）愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第56号 愛西市立田保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第57号 愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第58号 愛西市西保排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第59号 愛西市本部田・東條排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第60号 愛西市佐屋中央排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第61号 愛西市永和台排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第62号 愛西市山路地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第63号 愛西市福原地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第64号 愛西市西鶴戸地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第65号 愛西市小茂井地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第66号 愛西市四会地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第67号 愛西市森川地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第68号 愛西市鶴戸東八反割地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第69号 愛西市東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第70号 愛西市西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第71号 愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について

- 日程第28 議案第72号 市道路線の認定について
日程第29 議案第73号 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
日程第30 議案第74号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第31 議案第75号 平成20年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
日程第32 議案第76号 平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第33 議案第77号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）について
日程第34 議案第78号 平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第35 意見書案第8号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書について
日程第36 請願第3号 総合斎苑建設計画の見直しを求める請願について
日程第37 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（29名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷲野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
14番	小沢 照子 君	15番	後藤 和巳 君
16番	堀田 清 君	17番	加藤 和之 君
18番	古江 寛昭 君	19番	大島 功 君
20番	大宮 吉満 君	21番	永井 千年 君
22番	黒田 国昭 君	23番	中村 文子 君
24番	加藤 敏彦 君	25番	加賀 博 君
26番	宮本 和子 君	27番	石崎 たか子 君
28番	佐藤 勇 君	29番	太田 芳郎 君
30番	柴田 義継 君		

◎欠 席 議 員（1名）

13番 近 藤 健 一 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者	中 野 正 三 君
総 務 部 長	水 谷 洋 治 君	企 画 部 長	石 原 光 君
収 納 担 当 部 長	水 谷 正 君	教 育 部 長	藤 松 岳 文 君
経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	飯 田 十 志 博 君
市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	加 藤 久 夫 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君
消 防 長	櫻 井 義 久 君	税 務 課 長	永 田 和 美 君
財 政 課 長	大 鹿 剛 史 君	保 險 年 金 課 長	水 谷 辰 也 君
農 業 集 落 排 水 担 当 課 長	鈴 木 幸 雄 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 忠 俊	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

13番・近藤健一議員は欠席届が出ておりますので、報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員、定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第45号（質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第1・議案第45号：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、45号について質問します。

今回、帰国された中国残留邦人の方に対する支援の形が変更されるわけではありますが、当愛西市において、そうした帰国された中国残留邦人の方はおられるのでしょうか。また、今回こういう形で支援法が整備されたわけではありますが、これまでの生活保護などの生活支援と変わるところ、生活への影響等があれば、そのあたりの説明をお願いします。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず残留邦人の方でございますけれども、市内には1世帯7人の方がお見えです。ただし、今回の支援給付金の該当者ではありません。

支援給付金の変更の内容でございますけれども、従来は生活保護基準の中で、例えば年金等をもってみえるということであれば、その分を引いて生活扶助費ということで支給をされていたわけでございます。あくまでも、その生活保護のそれぞれの御家庭に合わせた基準の範囲内ということでございましたが、4月からは年金につきましても満額いただけると。それから、それプラス生活保護費にかかる基準額、そういったものも満額支給されるというようなことで変更がされたものでございます。以上でございます。

○10番（真野和久君）

それでは、該当されないということは、ある意味、しっかりと帰国された方に関しては市内でも生活基盤を築いてやられているということで基準に該当しないということによろしいのでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

そのとおりでございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第46号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・議案第46号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第46号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について質問いたします。

最近はきちんとした施策をマニフェストとして市民と契約される候補者がふえておりますが、マニフェスト選挙型は行政情報に精通している現職に有利と言われております。しかし、公平に選挙は行われるべきであり、マニフェスト作成に必要な情報すべてを公開することが重要ですが、その用意は行政当局としてあるのか、その点について1点お伺いしたいと思います。

それからもう1点は、ポスター代やガソリン代など、必要以上に請求する候補者があり、岐阜県などでは裁判にもなりました。それがきっかけでポスター等の公費負担の上限を下げる自治体もありますが、今回、ビラ単価を決めた算出根拠についてお伺いをしたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

まず、マニフェストを作成するための情報提供というようなことがございますけれど、これにおきましては、候補者となろうとされる方から資料提供等があれば、当然、可能な範囲内でお出しはしていかなければならないなど、そういうようなことは思っておるところでございます。

それから、この根拠ということによろしいでしょうか。

○5番（吉川三津子君）

はい。

○総務部長（水谷洋治君）

この根拠は、私ども、公職選挙法施行令の109条の8で「ビラの作成の公営」というところでございますけれど、これにおきましては、5万枚以下の場合は7円30銭ということで国の基準で定められておりますので、私どもといたしましては、今回の場合は2種類以内で1万6,000枚以内でございますけれど、この準用を引用させていただいたことでございます。以上です。

○5番（吉川三津子君）

ぜひこの情報提供の部分については、条例等で定めて、しっかりルール化しているところもごございますので、その点、しっかりと職員の方への周知をお願いしたいというふうに思います。

それからあと、今回この改正に当たって、ポスター代とかそういったものについて、選挙も市になって2度行われたわけですがけれども、そういった金額的なことについての改正について、取り組みというか、そういうものは行政当局の方では議論はなかったのか、その点について1点お聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

今、議員が申されましたように、ポスターの公費負担の問題で岐阜県の方でいろんな報道がなされました。当然、愛西市におきましても、マスコミさんの方から問い合わせ等があって、それは議会にも報告すると同時に、お答えをしております。その中で単価の関係でございませぬけれども、私どもといたしましては、その時点でどうしようもないというようなことは確かに考えたことはあるんですけれども、結論に至っておりません。ただ、今回、この議案をお認めいただきますと、当然、選管の選挙規定におきましても、私どもで選挙管理規定を直さなければなりません。それについては手続を踏んで行わさせていただきますけれども、既に御案内しておりますように、ポスターの掲示場が投票区の変更に伴いまして減少してまいります。そういうような関係に伴って公費負担の額も少なくなることによって、今の予定では若干上がってまいりますので、当然、この点のことにおきましては改正は必要になってくると、そういうようなことで考えておる次第でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第47号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・議案第47号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは、議案第47号・愛西市税条例の一部改正について質問いたします。

まず34条の7ですが、これは6月議会で寄附金税額控除として出されたものでありますが、この6月議会のときには、従来の共同募金と日本赤十字社の支部に対するものに加えて、都道府県、市町村に対する寄附ですね。これについては加わったわけですが、所得税の控除になる範囲内で市町村でも条例で定めて、その控除の対象に加えることができるという改正が

行われていなかったと思うんですね。今回ちょっとその辺の経過について当初の説明でされていなかったので、6月議会のときにどういう判断をして、その後、どういう検討をして今回の条例改正に至ったのか。6月の改正も来年の4月1日だし、今度も4月1日ということで、本来ならば、こういうものはそう2度、3度に分けて出すものでもないような気がするんですが、まずその経緯について説明をいただきたいというふうに思います。

それから中身ですが、この34条の7の関係で、一つは3号と4号の違いについて説明をください。そして、ともに県内に主たる事務所を有する法人、団体というふうになっておりますが、これはなぜこういう表現になっているのか。つまり、全国的な団体で県内に主たる事務所を有しないと。例えば東京に本部があって、名古屋に支部があると。こういうものの取り扱いについてはどうなるのかということと、県内という言い方で限っているその理由を説明してください。

同じように、5号についても、これも県知事、県教育委員会の所管ということで特定をされておりますが、その理由ですね。

それから、7号では逆に、前号で定めた者のうち市民の福祉の増進に寄与する者として市長が定める者というふうに書いてありますが、これはつまり県内に有するという表現以前の規定ですね。ですから、この7号の表現でいいますと、県外で有するか県内に有するかどうかということにかかわらず、市長が指定すれば対象となるというふうに理解していいのか、説明をいただきたいと思います。

それから、51条の関係と89条、ともに市民税の減免と軽自動車税の減免ということですが、この減免規定の現状ですね。減免規定には、この51条には第1号から第6号までありますが、それに加えて今回追加をするということですが、1号から6号までの市民税の減免の現状について説明をしていただけないでしょうか。そして、今回の対象者の予測について。それから89条についても、第1項の1号から3号までの各号の今の実績ですね。そして今回の改正の対象者数の予測ということで、全体像がわかるように説明をしてください。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、6月議会との関係でございますけれど、6月議会におきましては、寄附金控除の関係で、控除方式の変更と、あと地方公共団体に対します寄附金の見直しということでございまして、今回におきましては、今、議員が申されたように、3号から7号までの条文の追加をいたしまして、県内に主たる事務所を有する法人等の寄附金の対象者を拡充するものでございます。それで、今回の寄附金税額控除の実績でございますけれど、昨年の実績から申しますと、16人で32万4,500円でございます。

それから、3号と4号との違いの関係でございますけれど、3号につきましては、財務大臣が包括指定したものでございまして、県内に主たる事務所を有する法人または団体に対します寄附金が該当をいたしますし、4号におきましては、特定公益法人に対する寄附金が該当をするというようなことでございます。それで、この関係につきましては、県の条例等に従ってやっておりますので、このような形で今回お願いをしておるところでございます。

それから5号の関係でございますけれど、5号におきましては、一定要件を満たす特定公益信託に対するものでございまして、知事または教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするための支出によるものでございます。

あと6号におきましては、NPO法人のうちで一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものに対する寄附が該当するというところでございますし、7号の関係でございますけれど、これにおきましては、特定地域雇用等促進法人に対します寄附が該当するというようなことでございます。

それから減免の状況なんですけれど、89条は軽自動車税の関係でございまして、51条は市民税ですけれど、51条の1号につきましては6件ございますし、2号につきましては2件ございます。それから89条の1号につきましては52件、2号が1件見えるということでございます。

それから、今後の予測の関係でございますけれど、これにおいては、今このようなことの対象者としてはこのようなことかなあと、そういうようなことを思っておるところでございます。以上でございます。

#### ○21番（永井千年君）

今の51条、89条について私が聞いているのは、先ほど真野議員の質問の中で対象者はいないということと言われたものですから、今後について、この条例の影響について具体的に聞いているわけなんですけど、それは今後は今のところ全くないと。条例はつくるけれど、対象者もないし、予測できないと、今こういう趣旨のお話だったんですか。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

今回の改正におきましては、1件で7名の方があるわけでございますけれど、今回の改正によりましてこういうようなことは予測ができない、対象者がいないというふうで理解しております。

#### ○21番（永井千年君）

それで、34条の関係ですが、私が聞いていますのは、なぜ3、4、5、6号まではすべて県内に主たる法人というただし書きが書いてあるのかということの説明を求めているんですね。7号についてはそれがありませんから、じゃあ、どこでもいいのかと聞いておくことについてちょっと答弁していただいていないので、お願いします。

#### ○税務課長（永田和美君）

先ほどの永井議員さんの質問でございますが、まず県内に主たる事務所を有する法人ということで先ほど御質問のあった関係からちょっとお話をさせていただきますが、愛知県内にしたということにつきましては、地域における自営関係、いわゆる生活圏域であるということをお勘案しまして今回指定しておるものでございます。

それから、7号につきまして県内が明記していないというお話でございますが、先ほど部長の方から、特定地域雇用等促進法に対する寄附金ということで、これは県内に限ったものではございませんが、現段階で先ほどの該当する者としての法人につきましては、県内並びに全国的にも現段階におきましては該当する法人はございません。以上でございます。

## ○21番（永井千年君）

ちょっと調べてみることがよくわからんけど、県内及び全国的にも該当団体がないような改正が行われるんですか。例えば、よく県内はないとか、愛西市の中はないよと。だけど、よそからかわってくれば対象者が生まれる可能性があるという意味で、条例改正は前もって法改正と一緒にやるということはわかるんだけど、今の段階で全国的に対象がないような条例改正がどうして行われるのか、ちょっとよくわからないのと、これは生活圏が県域だから、各市町村すべて同じような、例えば愛知県内は愛知県内における、三重県は三重県内における、それぞれ県の大きさもいろいろ違いますし、生活圏も違うだろうというふうに思いますし、県を越えて生活圏になっているようなところもありますし、そういう一般的な言い方ではなかなかちょっとよくわからないと思うんですが、あえてそういうものをつけなければならない、しかも、県知事とか県委員会の所管ということで限定しなければならないというのがちょっとよくわからないんですが、それぞれ全国的に、例えば4号に該当する特定公益増進法人については全部で2万662法人あるということだとか、国税庁長官の認定を受けたNPO法人の6号の関係については全国で80法人あるとか、それから2番、公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの、これも例えば全国的に539件とか、こういう数字が出ているんですが、今回の条例改正に当たって、それぞれの条項、各号について、対象する団体や法人があるかどうか、もう一度お答えいただけますか。

## ○総務部長（水谷洋治君）

これは私どもが把握している第3号の関係でございますけれど、これにおきましては、国公立大学等というようなことで7件ございます。

それからあと4号でございますけれど、特定公益法人、特定公益増進法人に対する寄附金ということで、学校法人とか社会福祉法人等がございまして、総数といたしましては683ということに理解しております。

それから5号の関係でございますけれど、これについては県とか教育委員会等の所管というようなことで、これについてはございません。

それから6号におきましては、国税庁長官の認定したNPO法人ということで、これについては3件でございます。

それから7号につきましては、特定地域雇用等促進法人に対する寄附金ということで、これについては件数がございません。以上です。

## ○21番（永井千年君）

特に今、愛知県内というただし書きでカウントされておる数字だろうと思いますけど、愛西市内においては、そういう数字は出ていないんですか。

## ○税務課長（永田和美君）

愛西市内でございますが、今回、昨年の19年分の寄附金控除の実績を踏まえまして、確認したわけでございますが、3号に係るものとしまして5件で22万7,500円、4号に係るもので11件で9万7,000円、あと5号から7号まで該当はございません。以上でございます。

○21番（永井千年君）

では最後に、今後、この条例で定めて、8号だとか9号だとか34条の7について、追加していくようなことはあるかないかだけ、ちょっと確認させてください。

○総務部長（水谷洋治君）

この関係でございますけれど、今回の改正におきましても県条例に準じて行っております。そういうようなことで、県の方から新たに改正ということが出てまいりますれば、当然、私どもの方もそれに沿って進めなければならないと考えておりますが、現在のところとしては追加はないものということで理解いたしております。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第48号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第48号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

これも第7条、これは減免規定で、1項、2項の1号、2項の3号、そして3項というふうにあります。これに三つ加わるわけですが、今の実績と今回の改正の対象者について説明ください。

○福祉部長（加賀和彦君）

冒頭でもお答えさせていただきましたように、該当者はございません。

○21番（永井千年君）

何の対象者がいないのか、ちょっと今の説明ではわかりません。各1号、2号、3号とか、改正項とかいって今質問していますのでね。全部ないということですか。

○福祉部長（加賀和彦君）

全般にわたってございません。

○21番（永井千年君）

正確な言い方をしてもらわないと、僕ちょっとよくわからんけど、今の実績ですよ、改正じゃなくて。1項、2項1号、2項3号、3項についての実績はありますかと。そして、今回の改正の対象者の予測はありますかと。全般にと言われると、ちょっと意味がよくわからないんですが、ちょっと正確に言ってください。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、失礼をいたします。

まず7条の1項につきましては、生活保護法ということで、これは該当ございません。それから2項につきましては、法の規定により無料で取り扱いするものとか、官公署からの請求のあったものとか、そういう規定がございますが、これにつきましても該当がないと思っております。3項につきましては、別表に掲げる戸籍事項の証明ということで、これは今回、犯罪被害者等の給付金に関するものとか、オウム真理教に関するものを改正させていただいておりますが、これにつきましても該当ございません。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第49号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第49号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第49号：愛西市国民健康保険条例の一部改正について、2点お尋ねをいたします。

1点目は、産科医療補償制度が創設されますが、どのような内容かということについて。

2点目は、葬祭費の支給について、他の保険と重なる場合が実際にあるのか、あったのか。それからまた、葬祭費を支給する場合に各保険の優先順位があるのか。以上についてお尋ねをいたします。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず1点目の産科医療補償制度につきましては、来年1月1日より始まる制度でございます。分娩に係る医療事故による脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行いまして、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することにより、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的といたしまして、財団法人日本医療機能評価機構が定める約款により、あらかじめ分娩機関と妊産婦との間で取り交わした補償契約に基づきまして、当該分娩機関から当該児に補償金が支払われるという制度でございます。

なお、補償の内容につきましては、準備一時金といたしまして600万円、補償分割金といたしまして、年間120万が20年間でございますが、2,400万円、総額3,000万円が支給されるものでございます。

続きまして、2点目の葬祭費の支給の関係でございますが、これにつきましては、国保の資格喪失日が他の制度の資格取得日の翌日ということになっていることに起因をしております、国保加入者が75歳で後期高齢者医療制度に移行される場合を例で説明させていただきますと、まず後期高齢者医療の資格取得日が75歳の誕生日からとなっております。一方、国保の資格喪失日は後期高齢者医療の資格を取得した日、すなわち75歳の誕生日の翌日というふうになっております。したがって、国保から後期高齢者医療に移行する75歳の誕生日の当日に死亡された場合になりますと、国保と後期高齢者医療のどちらの資格もあるということになっております。このような場合、葬祭費の支給を法の優先で仕分けをするため、このような改正をしておるわけでございますが、国保につきましては、他の医療制度に入らない方が国保というふうになっておりますので、他の医療制度が優先するというところでございます。以上でございます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

産科医療補償制度の創設というのは、特に今、出産に伴う補償、裁判が起こる場合がありますが、そういうことがあるために、産科医になられる方もなかなかふえてこないという状況の中で生み出された制度だと思っておりますが、これの運営等につきまして、一つは運営としてきちっとすべての人が対象になるのか。例えば、聞きますところ、産院などでも加入するかどうかは任意加入であって、全部がその対象になっていないというような話も聞きますが、その点はどうでしょうか。また、この地域において出産を扱われる医院、病院等で加入の見込みというか、見通しはどうなっておるのでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

まず、現在、これは12月のあれですが、加入状況でございますが、愛知県におきましては、病院とか診療所につきましては100%の加入でございます。助産所につきましては、1事業所が加入していないため、95%程度の加入ということで、全国的にも病院、診療所につきましては99%近い加入率ということで、助産所につきましては少し率が低いという状況でございますが、このような状況から、今後とも、まだ制度が始まる前でございますので、加入されるということで、調べた上ではかなりの加入率ということでございますが、この制度自体、一時金自体、実際、病院によりまして多少金額的なものも変わっていると思っておりますが、このような制度が充実されるということで、今回、一律で38万ということにさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○24番（加藤敏彦君）

制度が任意加入ということですが、今の報告を聞きますと、基本的にはほとんどすべてに近い機関が加入してみえるので、そういう点ではこの制度はだれもが利用できる。あと、説明として、脳性麻痺等、補償に伴うことに対応するということですが、いろいろ出産に伴う障害等は脳性麻痺以外でもありますが、そういう病気というか、限定されているものかどうかという点をお尋ねいたします。

#### ○保険年金課長（水谷辰也君）

それでは、私の方からただいまの御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、この産科医療補償制度の補償の対象となる病名と申しますか、それが脳性麻痺ということで確かに限定をされております。これにつきましては、国を初めとした専門機関の方で、この制度の創設に当たって議論がなされてきておるようございまして、その中で、この補償の対象を脳性麻痺というふうに限定をされてきておるといふ経緯でございますので、よろしくお願いたします。

○24番（加藤敏彦君）

対象は限定されていると。将来的にはやはり、だれもが安心して産み育てるといふ立場からいけば、そういう限定も外され、何かあったときには補償がされるような形に制度の充実がされるといいと思います。

それから、2点目の葬祭費の支給ですが、重複支給につきましては、これまではなかったけれども、4月から始まった後期高齢者医療制度のスタートに伴って日にちが重複することが出てきて、この条文が出てきたということですね。逆に今、国民の中からはこの制度に対する強い批判がありますので、制度の廃止等があれば、またこういう必要がなくなるということだといふふう理解しておきたいと思っております。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第50号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第50号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第50号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての条例について質問を行います。

児童センターは、佐屋・勝幡児童館に北河田・西川端児童館を加える条例改正ですが、今まで佐屋児童館は、永和、佐屋西、市江児童館という他の三つを合わせて児童センターとしての役割を佐屋地区で行って来ましたけれども、今回、児童センターとして北河田・西川端児童館を加えることについては、児童センターとしての役割と、また他の児童館との違いはどのようになるのか、お尋ねいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

小型児童館と児童センターの違いでございますが、児童館の補助基準によりまして、小型児童館につきましては217.6平米以上、児童センターにつきましては336.6平方メートル以上とい

う基準がございます。機能的なものにつきましては、小型児童館の機能に児童センターの場合には体力増進に関する事業が加わるというようなことはありますが、大きな違いはございません。現在あります他の児童館につきましても、児童センターというような規模は備えておるわけでございます。なぜこういうふうに二つに分けられるかということになりますと、補助金の違いがございます。国の補助金につきましては、児童センターと児童館というふうに二つに分けられておりまして、私どもといたしましては、建設時の補助金の獲得がしやすい、そういった観点も含めまして、児童センターあるいは児童館を振り分けておるようなわけでございます。よろしく願いいたします。

○26番（宮本和子君）

そうしますと、補助金の関係でそういうふうに区別しているということで、児童センターだから特別な役割があるとか、児童館だからという差異はないということで、すべての児童館、児童センターが同じような役割を持って地域の子供たちに対するサービスを行っておるというふうで解釈してよろしいでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

はい、そういう解釈で結構かと思えます。旧佐屋の場合、佐屋児童館がセンターのような役割をとるというようなお話でございましたが、確かに役場に近かったものですから、いろんな皆さん、集まってくるのも集まりやすかったとか、古くからある児童館ですので、そういった形をとっていたということで御理解いただきたいと思えます。

○26番（宮本和子君）

そうしますと、今回、児童センターとして北河田・西川端児童館を加えて子育て支援センターとして、また八輪子育て支援センターを加えることによりまして、愛西市のすべての小学校区に児童館、子育て支援センターができることとなりますが、若い働く父母の皆さんにとっても、放課後、児童クラブに子供たちを預けて安心して働くことができます。今後こういった意味では、八つの児童館、四つの子育て支援センターが連携をとって子育ての支援を進めていくということが大変必要になります。今後どのような連携をとっていくのか、また連携がとれるように児童福祉課に指導保育士の配置を行うべきだと考えますが、見解をお聞かせ願いたいと思えます。

○福祉部長（加賀和彦君）

現在も九つあるわけでございますが、そういったところの連携でございますが、児童館等運営委員会というものを設けておりまして、そういった場で情報交換等を行っております。例えば具体的に申し上げますと、メンバーには昨年からの学識経験を有する方にも参加していただくようにしておりますし、児童館の館長も全員出席をすることになっております。この場で事業報告、あるいは次年度の計画など、それぞれの館の特徴ある事業など報告してもらうことになっておりまして、その場で委員さんからアドバイス、あるいは意見をもらったりしております。また、館内で起きますいろんな問題も児童館の方から話がありますので、そういった対処の仕方なども検討をする場になっております。こういう場を通じて、他の館の考え方なども参考に

してもらえんというふうなことで横の連携をとっているような状況でございます。これからもそういった場を活用していきまして連携をとっていきたい、図っていききたいというふうに思っております。

それから、児童福祉課の指導保育士の関係でございますが、現在のところ、計画はございません。児童福祉課の職員を中心に進めていきたいと、そんなふうに考えております。

○26番（宮本和子君）

この児童館の運営委員会というのは、どういう頻度で会議が行われているのでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

現在のところは2月に1回開いておる状況です。

○26番（宮本和子君）

2月に1回では、1年間の報告をするだけで終わりになって、個々のいろんな問題についてはなかなか連携をとるといふところまで私はいかないと思いますので、そういう点では、もう少し頻繁に行うとか、今、直営で行っている佐屋児童館を初め、指定管理で行っているところ、来年度から初めて行うところということで、いろいろ経営主体というんですか、運営主体も違うわけですから、子供たちはどの地域でも同じ愛西市の子供たちでのすで、やっぱり同じようなサービスが受けられると。中身、具体的なやり方は別々あってもいいんですが、やっぱり同じようなサービスが受けられるということでは、お互いにキャリアも、相当佐屋の児童館なんかですと、もう20年以上こういった事業に携わっているわけですから、やはり連携をとって、もっと頻繁にやって、研修会などをやっていただきたいし、12もありますと、ある一定の指導保育士の配置があつて、保育の経験や児童館の指導員の経験がないと、そういう具体的な取りまとめをすることは難しいと思いますので、ぜひそういった指導保育士や、指定管理の子育て支援センターや児童館についても連携がとれるような、ネットワークがとれるようなやり方でぜひ今後も行っていたきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○福祉部長（加賀和彦君）

今、お話を聞いておりますと、各館が一体どういう事業をやっているのか、きちっと今の情勢に合っているかどうかといったような内容で、モニタリングに近い内容ではないかなというふうにお聞きをしておるわけでございますが、そういったことにつきましても、業務の履行を確保する上で、そういったモニタリングも大切なことだというふうに思っておりますので、現在もいろんな形で把握をしておるわけでございますが、これからも工夫をして把握していくように努めていきたい、そんなことを思っております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第51号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第51号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第52号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第52号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

今回、立田地区と永和台、雲居地区、八開地区の七つですね。それから西八幡団地ということで、上がるもの、制定するもの、そして引き下がるもの、まじって一挙に提案されていますが、別々の条例で引き上げ、引き下げという形で明確に提案されれば、それぞれもっと審議なんかもありやすいと思いますが、大変この点で今回の条例というのは悩ましい、賛成するところもあるし、反対するところもあると。私の立場で言いますとね。そういう条例改正であります。それで、最初にお尋ねしますが、こういった料金改定の審議に際して、それぞれの料金を定めた根拠となる収支の試みの計算ですね。これは例えば集落排水の運営協議会などでは試みの計算が提出をされておるのに、議会にどうしてそういう試みの計算の資料がそれぞれ提出されないのか。これは議長にちょっとお願いをしたいんですが、今回、大きく言って五つですが、それぞれどういう試みの計算をして今回の提案になったかの試算が資料として全部つくってあると思いますので、本当はそれを先にもらってからきょうの質疑をやりたかったんですが、出されていないので、提出をいただくようにまずお願いをしたいというふうに思います。その点、まずいかがでしょうか。

○上下水道部長（飯田十志博君）

資料につきましてはございますので、提出は可能でございますけれども、どのようにさせていただきますでしょうか。

○議長（加賀 博君）

今から提出するという。今あるの、ここに。

○21番（永井千年君）

あるものはできるだけ早く提出をしていただきたい。今、間に合わなければ、早速、全議員に議案の補足資料として提出をしていただきたい。

それが僕は当然だと思いますが、例えば早尾地区の料金の改定の折にも、よく中身を、試み

の計算をして見ていたら、電気代の試みの計算が過剰に計上されておったというような事案が出てきたんですが、それぞれ妥当な計算がされているかどうかというのは、こうやって議案とて出される以上は、一つ一つの引き上げ案、引き下げ案についてきちんとした吟味をしたいと思いますので、その点、これはきょうじゅうに出していただけるものなんでしょうか。

○上下水道部長（飯田十志博君）

きょうというのはちょっと無理でございますので、お時間をいただきたいと存じます。

○21番（永井千年君）

できるだけ早く、間もなく委員会も始まりますし、本当はここでやりたいんですが、よろしくお願いいたします。

それでは、それぞれについてちょっと質問します。

まず、立田地区の世帯当たりが2,000円で1人当たりが700円ということで、立田地区におきましては、早尾地区が1人当たりが450円で、今回700円ということで一番高い設定になっております。例えば4人家族だと、早尾地区は3,800円、立田地区は4,800円ということで、月額で1,000円、2カ月に一遍ですから、1回の支払いで2,000円、20%の開きが出てきております。推進協議会でも言いましたが、できるだけ将来の管理方式や料金の統一ということを考えれば、高いところは抑える配慮が必要だというふうに思いますが、その点、そういう考慮をされなかったのかという点についてお尋ねをします。

それから、永和台については温泉水の併用の場合だけ315円から210円と引き下げになっておりますが、これも、今、手元に試みの計算が一部あるのか、全部ないから出されなくても一部あると思いますが、この点、これは平均でいいますと、永和台の料金で今回の改正で何%の引き下げになるものなのか、教えてください。

それから、小茂井地区は1人当たりの料金が650円から600円の引き下げ、これも手元に試みの計算があれば、その根拠について説明してください。平均何%の引き下げになるのか、教えてください。

それから八開地区であります、八開地区は世帯当たり600円、1人当たり50円と。例えば4人家族でいいますと、引き上げの金額の75%が世帯当たりと。1人当たりは25%という割合になるわけでありまして、なぜそのような設定にしたのか。立田地区は全部基本料金が2,000円でありますので、立田については、基本料金に振り分けるもの、要するに世帯当たりに振り分けるものと1人当たりに振り分けるものというのを、ルールを決めずに、もう立田地区は2,000円でやると。2,000円で世帯当たりの料金を設定しておいて、残りを1人当たりという形の計算が途中から行われるようになりまして、そういう点で、1人当たり、世帯当たりという料金の設定というのは八開と立田でありますので、当然、将来のことを考えれば、その世帯当たりのカウントの仕方が、今、八開は2,000円ですので、そこを値上げしなければ、全部2,000円ということでそろいますよね。そういう点での考え方もあるんじゃないかと思いますが、なぜ今回こういう世帯当たりの引き上げと1人当たりの引き上げというふうになったのか、説明をいただきたいと思います。これで平均何%の引き上げになるのか、教えてください。

それから、七つの管理組合ごとの試みの計算もあるようなことも聞いておりますが、この七つの管理組合ごとに計算した場合には、多分でこぼこが当然あると思いますね。ですから、立田のように個々で料金が設定されておる場合は、今言いましたように、450円から700円まで格差が出てきておるわけでありますが、八開の場合は、個々の管理組合ごとに計算をすると、そういう収支のプラス・マイナスのでこぼこというのはあるだろうと思いますので、それもこの際、きちんと資料として提出をしていただいで、各管理組合ごとの実態を踏まえて今回の条例改正の審議を行いたいと思いますので、それも先ほどのことに追加をお願いをしたいというふうに思います。

最後に西八幡団地については、これは佐織地区の3地区の中では一番高い1戸当たりの料金になっておりますが、6,250円から5,400円の引き下げということで13.6%の引き下げになっておりますが、これもどのような計算をされたのか、その根拠について説明をいただきたいと思ひます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

まず、立田地区の700円についてでございますが、こちらは21年の4月に供用開始を予定してございまして、立田地区につきましては、加人口数が162口、処理人口が678人ということで、立田地区は9地区ございますが、その中でも福原地区に次いで2番目に人口の少ない地区でございます。したがって、このような結果になってございます。

あと、それぞれ御質問がたくさんございましたので、ちょっとあれですが……。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

それでは、説明させていただきます。順番がちょっと飛びましたら、御了承をお願いしたいと思います。

まず、永和台クリーンセンターでございますが、今回、温泉料金100円の引き下げという形になってございますが、影響額でございます。まず住宅数でございますが、735世帯ございまして、それで100円引き下げますと、一応年間の影響額が216万5,940円でございます。下げ幅でございますが、△9.6%という形になってございます。

続きまして小茂井地区でございますが、こちらの方におきましては、影響額でございますが、650円を600円に引き下げた場合、50円の引き下げになってございますが、こちらの方におきましては、50円掛ける690人の試算で12ヵ月、合計で41万4,000円、全体で約3.96%の引き下げでございます。

それから八開地区の料金でございますが、こちらの方におきましては、平成21年4月1日という形をお願いしているものでございますが、年間の影響額でございますが、プラス1,200万という形になってございます。なお、こちらの方におきましては、当初の数値でございますが、世帯数で1,293世帯、接続人員で3,920人で試算してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、維持管理分担金、つまり未接続者の方でございますが、こちらの方につきましては、今回2,000円を2,600円、そうしますと、影響でございますが、約30%の増。また、接続世帯4

人家族でございますが、現行1ヵ月4,400円、改定後は5,200円、月額影響額は800円で、率で18.18%の増でございます。改定後の年間料金でございますが、接続された方におかれましては5万2,800円が6万2,400円、年間で9,600円の増、率で18.18%の増でございます。

それと、先ほど言われました世帯割の部分と人頭割の部分でございますが、こちらの方におきましては、そういった事務局案、まず世帯割で事務局案でございますが、推進協議会に3案ほど提案をさせていただきます、一応御審議を願ってございます。それともう一つは、当然、接続でございますが、本来であれば3年以内に接続をお願いしているものでございますので、地区推進協議会の委員さんの中から多数御意見がございまして、接続してみえない方にも応分の負担をという形の意見もございましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと西八幡団地の関係でございますが、こちらの方につきましては、料金の引き下げの影響額でございますが、加入世帯の方が99世帯という形で試算してございます。影響額におきましては102万3,520円という形になってございます。

なお、各地区の試算でございますが、西八幡団地、永和台、それから料金改定するところもでございますが、各地区におきましても、10年間のランニングコストを試算して算出してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○21番（永井千年君）

まず八開ですが、八開については、今、3案提案したと。3案提案したけれども、つながんやつがいるから、そこのところを上げろという感じで、これは2,600円で30%上がるということで、3案の中の 하나가この2,600円と50円ということですが、あとの2案というのはどういう提案をされたんでしょうか。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

料金、人頭割の部分で600円、700円とかいろんな段階、3案と言いましたけど、いろんなケースがございますけど、そういった形で人頭割を上げる方法と、それから平等割と言ったらおかしいんですけど、世帯を上げて、両方と合算して独立採算ができる運営状況の試算をしたわけでございます。以上でございます。

○21番（永井千年君）

いや、ちょっと意味がよくわからなかったんですけど、3案じゃない、もっとたくさんの案を出したということですか。意味が、具体的にもし紙で1案、2案、3案という形で提案されていけば、どういう提案をされたのか、ちょっと示していただきたい。ただ口でどうしますかということで、いろいろ3案以外にもたくさんの提案をされたのか、説明ください。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

人員割等で、今現行600円ですから、650円とか700円、800円、900円、まずそういう値上げをすることによりまして、まず独立採算できる料金でございます、全体の料金でございますが、そちらの方を設定いたしまして、こういった方法でという形で提案してございます。つまり、元の全体、10年間先を見込んで、年間8,000万の仮に必要な経費となる場合ですと、どのくらいの料金に上げていかないと運営が成り立たないかという形で試算してございます。

○21番（永井千年君）

つまり、最初は基本料金は変えずに人員だけ600円にするとどうだ、700円にするとどうだ、800円、900円ということで、人員割は引き上げるといふ提案をされたけれども、委員の皆さんから意見があつて、基本料金を600円上げることになったと、こういうことなんでしょうか。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

人頭割及び世帯割の方も引き上げて、健全なる経営ができるような試算にしたらどうだといふ意見がありまして、そういう形で決定されております。

○21番（永井千年君）

そうしますと、当初推進協議会で提案されたものが、推進協議会の協議の中で修正が加えられて、この八開の引き上げ案になったというふうに理解してよろしいですか。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

推進協議会におきましても2回出させていただいております。その中で、第1回の開催のときに提案させていただきまして、そういったことがあるもので、再度、見据えて2回目の方で確認をさせていただいております。

○21番（永井千年君）

それで、それぞれ料金の問題については、単に議会の中でこういう議案の審議として正確な説明をしていただくということではなくて、利用者、加入者に対して、引き上げ、引き下げの理由について、やっぱりよくわかるような説明が求められているというふうに思うんです。そういう点で、単に上げました、下げましたと広報などに載せるだけではなくて、その理由について、この議会の審議も踏まえてきちんと載せていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。だれに聞いたらいいのかな。広報に聞くのか、向こうに聞くのか。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

その点でございますが、推進協議会の場におきましても、納付書を発送する段階直前、期間的にはもう既に第1回目の推進協議会が終わった時点で、各地区の役員さんの方から各町内の組合員の皆さんの方にお話が行っております。なおかつ、次回の納付書のときには、各個人の方に一応紙によるもので、こういうふうになりますのでよろしくお願ひしますと。また当然、広報等も活用して啓蒙活動をする予定でございます。

○21番（永井千年君）

それぞれの推進協議会の委員さんが、自分が会議に参加して得た資料をコピーして回覧をしていただくようなところもあるかと思いますが、その点、どういう形で周知していくのかといふことは、推進協議会の場などでもきちっとしていただくことを要望して、質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

議案第52号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問をいたします。

まず1点、なぜ使用料改正となったのか。それから、使用料について、改正についての規定はあるのか。組合としての予備金（基金残）と接続率についてお伺いします。

もう1点、今回、改正される組合以外にも改正できる組合があると思いますが、なぜ改正されないのか、この点、お伺いいたします。

○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、榎本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の使用料の改正につきましては、特に規定というものはございません。したがって、接続については供用開始から3年間で接続するように規定がされておりますので、それにとつて3年間でほぼ100%接続していただくのが理想でございますが、事情もいろいろございますので、100%まで行かない場合もございます。したがって、接続率や運営状況を検証しながら料金を改正しております。今回につきましても、接続率がよいところと、今後の維持管理費の見込みを検証した結果でございますので、よろしくお願いをいたします。

また、今回改正されなかったところにつきましても、それぞれ検証をして、結果、改正までには至っておりませんので、よろしくお願いをいたします。

○6番（榎本雅夫君）

もう少しわかりやすく、質問を提出していますので、わかるように説明いただきたいなあと、思います。なぜ改正になったのかと。あと基金残とか、あるいは今言ったほかには組合があるということで、その辺のところ、もっと具体的に聞きたかったんですけども、それだけもう1回お伺いしたいと思います。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

立田地区でございますが、こちらの方には推進協議会というものがございまして、その中で、おおむね料金改定におきましては、接続がおおむね90%に達しているところ、また、各組合の余剰金ですね。こちらの方がある程度たまって、なおかつ今後の10年間先を見込んだ料金で運営が成り立つか成り立たないかというところを検証して、料金改正が行われております。ただ、この立田地区の中でも西鶺戸地区というのがございまして、そちらの方につきましては接続率が87%弱なものですから、また、各単年度会計を見ますと、収支が若干黒字の50万とか60万という形でございますので、そういったところは供用開始が早くても現状を維持するという形で料金改定は行っておりません。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで10分間ほど休憩をさせていただきます。再開は11時25分再開といたします。よろしくお願いをいたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第53号から日程第13・議案第57号まで（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第53号：（仮称）愛西市北河田児童館の指定管理者の指定についてから日程第13・議案第57号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題として質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

私は、この中で56号と57号、立田の保健センターと八開の総合福祉センターの指定管理者の指定について質問をいたします。

現瞬間ですけれども、それぞれ二つの施設の各部屋ですね。利用状況について、一時的な利用も含めてどのような利用がされているのか。ちょっと口で言っておってもなかなかあれですけれども、多分変化もしているんじゃないかなあと思うんですが、現在どういう利用の状態にあるのかということについて、本当は出して、平面図みたいなやつに、ここは今こうやって利用しておるとか、説明していただくと一番いいんですけど、きょうはちょっとそれは出ていませんので、口で説明していただけないでしょうか。

それで、二つ目に指定管理に当たって職員の体制についてどういう体制でやれというふうに注文をつけられるのか、2点目に説明ください。

それから、指定管理以降、使い勝手がよくなっていくという説明が前、9月議会にあったかと思いますが、指定管理をすると、どのように使い勝手がよくなるのか。今後の利用状況についてはどのように変化していくことが予測されるのか、説明いただきたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、現在の各部屋の利用状況でございますが、立田の保健センターにつきましては、1階部分につきましては地域生活支援センターが使用しております。健診等で年に数回、健康推進課の方が使うということはあるんですが、基本的に1階部分は地域生活支援センターの利用でございます。2階部分につきましては、療育を行っております第1わかば園が利用をしております。ただ、2階の部分で栄養指導室につきましては、食生活改善グループの方が利用をされております。

それから八開総合福祉センターでございますが、事務室に社会福祉協議会の八開支所、これは従前どおりでございますが、変わったというのは、1階部分の診療、歯科、健康指導室、機能訓練室、こういったところが第2わかば園が利用をしております。憩いの家のデイサービス、あるいは2階の会議室等、現状のといたしますか、今のところ変更はありません。

それから指定管理の職員体制でございますが、そこに常駐する職員で管理をしていただくと

というようなことで、新たに人員をふやしてというようなことは指示はしておりません。

それから、指定管理以降の利用状況はどうかというお尋ねでございますが、現在は立田保健センターにつきましてはわかば園の職員が管理をしておりますが、今回の管理に変わりますと、例えば今、月曜日から金曜日までの開館でございますが、事業の展開上、土曜日の開館も考えていきたいということですか、平日の夜間についても、1時間、2時間程度は延長して、例えば就労している障害者の方々等が、仕事が終わった後だとか休みの日にでも来て相談ができる、そういったことの体制にしていけるといいんではないかなというふうで今考えておるところでございます。

八開につきましては、特にそこにおります社会福祉協議会の職員が管理をするということで、管理上、大きく変わるというようなことはないかと思っております。以上です。

### ○21番（永井千年君）

八開の総合福祉センターの3室については第2わかばが利用していると。これは例えば契約というのはどういう形になっているんですか。こういうものは議会に議案として出てくるわけではないと思いますが、どんな契約を結んで、現在、旧診療所の宿舎では手狭になったので、ここの3室を使っていると。これは広さでいうと、第2わかばが使っている3室というのはどのぐらいの広さになっているんでしょうか。それから、これは今後もこのまま固定して使われていくものなのか、教えていただきたい。

それから、例えばいろんなボランティア団体だとか福祉関係の団体があるかと思いますが、こういったところが会議などをやる際には、八開や立田、両方とも、今まではどういうふうになっておって、今後はどういう利用の仕方ができるようになるのか、その辺の変化はあるのか、ちょっと丁寧に説明していただけますか。

### ○福祉部長（加賀和彦君）

まず契約でございますが、立田保健センターのやっております地域生活支援センターにおきましても、また八開で行っております第2わかばにおきましても、これはあくまでも市の事業でございますが、事業そのものは委託をしておるわけでございますが、市の事業でございますので、特にそういったところで施設を利用する云々の契約はしておりません。事業委託の契約はしております。

それから面積につきましては、すみません、資料の手持ちがありませんので、また後日報告させていただきたいと思っております。

それから固定かどうかということにつきましては、現段階では他にかわるというようなことは思っておりません。しばらくといたしますか、何かほかに状況が変わればわかりませんが、現在のところでは今の利用状況でいきたいというふうに思っております。

それから、ボランティアの現状とこれからどういうふうになるのかということでございますが、今現在、いろいろ40以上の団体がボランティア登録をしておってもらうわけですが、その中には公民館とかコミュニティセンター等を利用して活動を行っていただいております。その都度、部屋の申し込みなんかをして使っていただいております。

れども、なかなか活動をしたい日と施設の利用とマッチングしないというようなこともございまして、こちらの方を指定管理で任せることによりまして、そういった活動に幅ができてくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○21番（永井千年君）

今、第2わかばってどういう使い分けをしているのか、ちょっとそれを説明していただきたいのと、それから、そういう今後の会議室等の利用について、指定管理する際については、どういうふうに他団体やなんか利用してもらうかということについて、契約条項としてきちっと入れてやるのか、お任せという形になるのか、その辺はそういうふうになるんでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

第2わかばの使い分けと言われますと、第1と第2の使い分けという……。

○21番（永井千年君）

第2の中、第2は今どうなっていますか。もうこっちへ移っちゃっているわけ、第2は。

○福祉部長（加賀和彦君）

そうです。第2はすべて八開の総合福祉センターの中におりますけど。立田の保健センターでやっていますのは第1わかばでございまして、主に立田・佐屋地区の子供たちが通うと。第2わかばについては佐織・八開地区の子供さんたちが通うと。基本的にはそうやって分けておりますが、状況によって、佐織の方でもやはり第1の方がいいとか、立田の方の人でも……。

○21番（永井千年君）

そうじゃなくて、最初に使っておったところはもう使っていないということですか。もう閉鎖しているんですか。

○福祉部長（加賀和彦君）

診療所の官舎のことですか。

○21番（永井千年君）

はい。

○福祉部長（加賀和彦君）

そちらは使っておりません。

○21番（永井千年君）

そこは今どういう状態になっているんですか。

○福祉部長（加賀和彦君）

ちょっと私どもではわかりませんが、診療所の官舎はそのまま残っております。

〔発言する者あり〕

かぎをかけて閉鎖をしておる状況です。

○議長（加賀 博君）

次に、6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

議案第56号と57号、愛西市立田保健センターの指定管理者の指定についてと愛西市八開総合

福祉センターの指定管理者の指定について、2点ほどお伺いします。

センターの指定管理制度の導入に当たりまして、施設の管理のみの指定管理者と聞いていましたけれども、公募が行われなかったのか、また、なぜ公募としなかったのか、それ1点と、もう1点、今回の指定に当たってどのようなメリットが生まれてくるのか、わかりやすく数字などで説明していただきたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

公募しなかった理由でございしますが、やはり施設を管理するに当たりましては、そちらにいる職員が管理するのが一番効率的ではないかなというふうに思っておるわけでございます。したがって、現在、そこで事業を展開しておりますNPO法人の夢んぼ、あるいは社会福祉協議会に指定管理者として管理をしていただくのが一番いいのではないかなということで、今回のお願いをしておるわけでございます。

それからメリットの関係ですけれども、現状、両施設とも社会福祉課におります職員が、その施設の職員と協力して管理をしておるわけですけれども、どうしても何かありますと、主たる管理が社会福祉課の職員になりますので、出向いたり、いろんなことでやっておるわけでございます。どうしても不便を来すということがありますので、指定管理にすることによりまして、管理人的な人件費がこちらの方としてはメリットではないかなというふうに思っておりますし、また、そこにおる職員が管理することによりまして、先ほど申し上げましたように、土曜日の開館ですとか平日夜間等、そういった面でサービスの面でもメリットがあるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

**○議長（加賀 博君）**

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

では最初に、議案第53号から55号の児童館、子育て支援センターに関する部分についてお聞きしたいと思います。

少子・高齢化を迎えて、子育て支援の充実は重要課題となっております。随分頑張っているとは思いますが、特に今後、共働きの家庭がふえることが考えられますので、働く女性の支援、そして、きょう産婦人科のお話もちよっとほかの議案で出てきたんですけれども、産院の不足によって里帰り出産ができなくなってきた、出産への支援という声も随分今ふえてきて、私の方にも届いております。そこでちょっとお尋ねしたいんですけれども、現在運営されている児童館や子育て支援センターで行われている事業でソフト交付金や補助金対象の事業はどのようなものがあるのか、その金額についてもそれぞれお示しいただきたいと思っております。

それからあと、公共施設でありますので、指定管理者制度を導入しているとはいえ、公共のいろんな目的達成のために運営されなければならないんですけれども、それは直営だろうが、指定管理者だろうが、全く同じだと思います。そこで、今現在、次世代育成行動計画が策定されており、アンケート調査もされていると聞いておりますけれども、こういった次世代育成行

動計画や総合計画などに具体的な課題が示されてきた場合、そういった課題について、それぞれの施設で達成をさせていただかなければならないと思うんですけれども、そういった課題達成についての会議等が持たれているのか。また、そういった課題達成に向けての事業展開について、こういった指定管理者等と話し合いを持ちながら事業計画が作り上げられているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

保健センターについては、後でもう一度改めます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

まず、児童館等で行われておりますソフト交付金、あるいは補助金の対象の事業でございますが、放課後児童クラブ事業補助金、これは国・県でそれぞれいただいておりますけれども、こちらの方につきましては、合計で1,783万4,000円の補助金を受けております。それから、つどいの広場事業、あるいはソフト交付金からの地域子育て支援拠点事業につきましては、現在、児童環境づくり基盤整備事業補助金というふうになっておまして、こちらにつきましては立田北部、立田南部、開治でそれぞれ実施をしておいていただきまして、237万円の補助金を受けております。そのほか、こちらの方の補助金を活用して、保育園ではありますが、3園が実施をしておる状況もございます。児童館3園合わせまして2,125万円の補助金をもらって事業を実施しております。

それから、次世代育成行動計画等ができて、その課題をどういうふうに表示して盛り込んでもらうかということでございます。御承知のように、アンケートをとって、来年度計画を完成させていくわけでございますが、従来の児童館の機能であります子供の遊び場、居場所機能、あるいは放課後児童の育成指導、子育て親子の交流の場、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、また障害児、児童虐待などへの対応、こういったものもやはりそういった計画の中に盛り込むことになっていくのではないかとこのように思っておりますので、そういったすべての子供たちの積極的な健全育成を児童館が目指していただければということで思っております。各館には、その課題の解決に向けて取り組んでいただくように、計画等、でき上がりましたら、説明をしながら、またモニタリングもしながら進めていきたいというふうに思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

今、つどいの広場もやっているんだということで、その辺、大変周知が欠けているのかなということも感想で思ったんですけれども、今、私の方に届いている声として、子育て支援センターがあるということがまだまだ周知がされていない。やはり固定的なイベントに参加できないと、そこに行けないんだということで、なかなか自由にふらっと行くことができないような状況があって、せっかく施設ができたんですけれども、周知が不足しているんじゃないかなということを感じております。こういった利用ができるんだと、いつ行ってもいいんだということの周知等をぜひさらにしていただきたいというふうに思っております。

次に、立田と八開の指定管理者制度の導入についてお伺いをしたいと思います。こちらの方につきましては、前回の議会でもいろいろ指摘をさせていただいたんですけれども、現在、立

田の防災コミュニティセンターは直営による管理、シルバー人材センターに一部の管理事務を委託する形をとっていながら直営という形になっております。これは私、内閣府の方の資料等を見たんですけれども、直営による管理ということで、すべての管理業務を直営でやる場合、それから一部の管理業務を委託する場合ということで、二つのパターンがございます。ですから、今の立田の防災コミュニティセンターの運営は、それで法的に問題はないというふうに思っているんですね。結局、使用の申請とか、それから使用の許可の部分においては立田の庁舎の方で行っておりますので、行政処分というか、そういった権限は直営の部分を持っている。管理の部分についてだけシルバー人材センターが行っているということで、一部の管理業務を委託するという部分においては法的には問題はないだろうというふうに思っているわけなんですけれども、今回、立田、八開のこのセンターについてどうしてこうなったんだろうというのは大変納得のいかないところなんです。同一の施設内で同一の団体が委託事業を受託して、一方で指定管理者でも同じ施設の中で委託を受けるといった形で、大変不自然な状況だと思っておりますけれども、指定管理者制度という本来の目的から何を期待してこういうことをされようとしているのか。また、全国にも多分めったにない事例として今回スタートされようとしているわけですので、デメリットとしてどんなことをお考えなのか、お聞きをしたいというふうに思っております。それ1点、お願いいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

不自然な形というお話でございます。やはり事業の経過がこういった形をとらざるを得なくなったということで御理解をいただきたいと思いますが、もともと両センターとも保健センターの方で管理をして、職員が常駐しておりましたし、センターの方が管理をしておったわけなんですけれども、そのあいたスペースを私どもの事業で借用するという形で始まりましたもんですから、そうしたところ、そちらの職員が統合といいますか、二極化になり、じゃあ、その管理をどうするかというようなところで、わかばが管理をしたり、社会福祉課の職員が管理をしたり、そういった変遷を経ておりますので、ちょっとわかりにくいと言われればそうかもしれませんが、その辺の状況があつてこういう形になったのではないかなというふうに思っております。その辺のところは御理解をいただきたいと思います。

今回の導入に当たりまして、私どもが管理をするということになりまして、公の施設の管理は、先ほど一部の委託の関係もございましたが、基本的には直営か指定管理の二者択一になったというふうに、自治法の改正以来そういうふうになったのではないかなというふうに思っております。したがって、その選択の中で、先ほどの質問にもお答えさせていただきましたが、施設を管理するについては、やはり施設にいる人が管理するのが効率的ではないかなということが2点目。それから、現在施設を利用しているのは、立田については夢んぼ、もしくはわかばでございますが、八開は社会福祉協議会であります。それから、使い方の問題等も含めまして、今施設を利用している夢んぼと社会福祉協議会に委託をするというふうに進めさせていただいたものでございます。

それからデメリットということでございますが、今現在は特にそういったデメリットという

のは思いつきませんけれども、仮に4月以降、実際に運営管理をしていただくようになりまして、そういったデメリット等が出たということになりましても、市の指示には従ってもらうということにはなっております。こちらの方でコントロールもできるわけでございますので、そういったことがございましたら話し合っ改善していくと、そういうことで今考えておるところでございます。

**○5番（吉川三津子君）**

ちょっと、あまり私では、わからなかったんです。結局、直営でやるか、指定管理者でやるかの二者択一をされた。その中で一部の管理業務を委託するという選択肢もあるんだけど、そのところについては評価がされなかったのではないかなというふうに思うんですけども、もしかして評価をされたのであれば、一部管理委託の場合と指定管理者導入を比べて、財政的な部分、それから利用の面からどんなメリットがあったのか、その辺ちょっと1点お聞かせいただきたいというふうに思います。あと八開の方の質問もありますので、ちょっと急いで簡単に。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

例えば想定としては一部をとといいますか、シルバー人材センターとか、そういったところに一部を委託すると、そういうような想定でしょうか。

**○5番（吉川三津子君）**

今、結局は事業の委託を夢んぼさんにもされているわけですね。その委託の中に施設の管理というところも委託をされて、そのほかの部分については市が行う。だから、今契約している委託の内容に管理委託というものをに入れて、結局は施設の貸し館業務はされないわけなので、そこで行政処分とか、そういった行為は出てこないわけなので、私は一部の管理業務を委託するという中でできていくんじゃないかなというふうには思うんですね。だから、その部分と指定管理者導入をされるというところと比較されて、どうメリットを感じられたのかというのが私はとても疑問に思いますので、その辺の御説明をいただきたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

今委託をしている事業に上乘せをして施設管理をという、そういった業務の一部の委託というのは指定管理の中にもあるかもしれませんけど、事業の中の一部の委託というのはちょっと感覚が違うのではないかなというふうに私どもは考えたわけですけども、そういうことで、建物全体を管理してもらうということで今回お願いしているものでございますので、よろしくお願いたします。

**○5番（吉川三津子君）**

私が申し上げているのは、今ある事業は事業で委託、それから同じ団体に施設の管理ということで委託をされて、館自体は直営という可能性があるのではないかとことを申し上げているんですね。その辺ちょっと随分内部での議論不足ということを私は感じました。多分これ以上お聞きしても、その辺の答弁は得られないと思うんですが、まだ委員会等も、私は管轄に入っていないんですが、あると思いますので、そちらの方でまた十分に御説明をいただければ

というふうに思っております。

それから、あと八開の庁舎において総合福祉センターをどのように使っていくのか、なかなか私の方もイメージがわからないんですけども、貸し館というか、ボランティア協議会に加盟している団体について、お部屋を使えるようにしていくんだということで、前回9月議会するときにも、そういったところに所属していないところへの不公平感が出るのではないかとということをお話をしました。そしてまた、コミュニティセンターも愛西市の中に多数あって、お部屋も随分あいているというふうに聞いておりますけれども、そういったところでの不足状況等と見合わせて、こういった会議室の利用に踏み切った理由についてお聞かせをいただきたいと思っております。ちょっとほかにもあるので、続けて質問をさせていただきます。

それから、あと民間の福祉関連の企業がふえてきている中で、社会福祉協議会のみ到手厚くすることに大変社会的な批判の声があるわけなんですけど、先日お話を伺いに行って、佐織の総合福祉センターにも社会福祉協議会が入っているわけで、その方たちが八開にある程度異動するんだというお話も聞いております。佐織の福祉センターにおいても、社会福祉協議会には家賃とか光熱費とか、そういったものを市が負担して、なおかつ補助金も市から出されているわけです。どんどん民間のこういった福祉関係の団体できてきているわけなんですけれども、こういった支援とか補助というのが、今現在、どれぐらい社会福祉協議会にされているのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

それから、社会福祉協議会が佐織の福祉センターと八開の福祉センターを具体的に将来的にどのように活用していくのか。それから、この社会福祉協議会が具体的に愛西市で今後どのような役割を担っていくのか。やはりそういうことが明確でない限り、施設を無償で提供することは、私は市民の感覚からして認められないと思うんですけども、そういった社会福祉協議会のあり方について、市の方としてはどのようにつかんでいらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

まず、指定管理の部分委託の件ですけれども、指定管理のQ&Aの中で「公の施設の管理とは施設を包括的に管理することのみを指すのですか。それとも施設の管理の一部分のみを指定管理者に行わせることも可能なのでしょうか」という御質問がありまして、その回答といたしまして、「指定管理者制度は、基本的に対象となる公の施設の管理を包括的に指定管理者に行わせることを想定しています。しかしながら、施設の形状や地方公共団体特有の諸事情等を踏まえ、条例で業務の範囲を定めることにより、施設の管理の一部分のみを指定管理者に行わせることも考えられるところですよ」ということで、まさに立田のコミュニティセンターは、この「しかしながら」以降の部分だというふうに思っております。私どもとしては、今回は施設の全体を管理してもらうということで指定管理にしたものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、八開の福祉センターの関係でございますが、ボランティア協議会と所属していない団体への不公平感があるのではないかとのお話がありました。今回の指定に当たりまして、

社会福祉協議会から基本的な方針を聴取しておるわけですが、その中で、八開の総合福祉センターにつきまして、事務所は法人本部として社会福祉協議会の事業推進の拠点として活用していきますよと。入浴施設、デイサービスについては、利用者の安全に配慮し、快適に利用していただくように配慮します。施設内の部屋については、ボランティア活動の広がりや地域活動の向上に資することができる運営管理を行うということで、方針としていただいておりますが、こういったことをもとに議決をいただいた後、具体的に詰めていきたいというふうに考えております。

それから、社会福祉協議会に対する支援の関係でございますが、現在、補助金といたしましては、運営費の補助ということで、20年度は約4,500万円ほど補助をしております。無償貸与としては事務室等が貸与されておりますので、光熱水費等も無料でございます。現物支給等は特になくございます。

社会福祉協議会の役割でございますが、一つの例でございますけれども、平成12年に介護保険が始まりましたときに、保険あって介護なしという状況になってはいけないというようなこともいろいろ世間で言われておりましたので、社会福祉協議会にヘルパーの事業所を立ち上げるですとか、ケアマネジャーの資格を取るですとか、事業所を立ち上げるですとか、そういったことで社会福祉協議会にいろいろこちらの方がリードしてやってきた経緯もございますし、現在でも社会福祉協議会のいろんな事業、市では補えない部分をいろいろ担っていただいているところもございますので、そういったところも含めて御理解をいただきたいというふうに思います。ただ、御承知のように、先ほど御指摘にもありましたように、今、NPO法人ですとか、いろいろ民間のそういった団体の方もありますので、その辺は社会福祉協議会としても、今までの経過だけを踏まえてこれからも運営していくということは許されないことであるということとは認識しております。そういうこともありますので、例えば今回の児童館、あるいは子育て支援センターの指定管理につきましても一般から広く公募をしております。過去ですと、例えば社会福祉協議会に委託とか、そういうことになったと思うんですけれども、今はそういう状況ではないということは私ども十分認識しておりますので、これからもそういったことを社会福祉協議会には伝えていきたいと思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

先ほど指定管理者制度と直営に関して、指定管理者の考え方については部長と同じ意見なんですけれども、直営に関しての考え方でちょっとずれがあるのではないかなというふうに思っております。そこら辺また再度御検討というか、いろいろ調べていただきたいなというふうに思っております。

それから社会福祉協議会についても、私も地域でできるだけよい支援をしていただくことにこしたことはありませんが、平等性ということにおいて、それからあと自立という部分において、行政当局としても、やはり厳しい目を持つときは持つといった姿勢が必要ではないかと思っておりますので、その点よろしく申し上げます。以上です。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、議案53号から55号について質問をいたします。

今回、53号から55号において、今回新しく建設をされます児童館、児童センター、そして子育て支援センターの委託、指定管理が提案されていますけれども、本来そもそもこうした子育て支援というのは市が責任を持って事業として取り組むということが基本であって、やはり指定管理ということより直営が望ましいとは思いますが。ただ、こういう形で指定管理をしていくという以上は、やはりその中でも、先ほども宮本議員が述べたように、やはり一定水準をしっかりと確保していくということを市として責任を持って管理していくということが大事になってきます。そうした中で、現在、指定管理されている児童館、子育て支援センターについての運営状況ですね。それぞれ管理委託をしていますけれども、それについて、当初提出された計画どおりに運営がされているのか、またそういった実績等、さらには計画等もしっかりとやられながら問題がないのかどうかといったところの点検とか把握、また問題があった場合の改善指導といったものがどのように行われているのかの説明をお願いしたいということと、また、その児童館、支援センターに通われているお子さんや利用されている保護者の方々の意見等を具体的にどうつかんでいるのかについて、まず説明をお願いしたいと思います。

2点目の連携の問題については、先ほども宮本議員がしていますので、それについては割愛しますが、ただ、現在、これですべての小学校区に児童館、あるいは子育て支援センターができたわけですが、ただそれではやはり利用できる人数に限られているという中で、一方では民間の学童クラブを育てていくような方向性も出ているというふうに認識していますが、そうしたところの質を確保するというようなところで、ただ補助金を出すだけではなくて、指定管理のところまでは連携をしています、やはり民間の状況とか民間の学童クラブに対する点検とか、あるいは連携といったものはどのように考えているのかについて答弁をお願いできればと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

まず状況の把握でございますが、基本となる人数等の利用者の把握でございますが、これは各児童館とも、来た子供さん、あるいは利用者の大人の方ですけれども、一応名簿と申しますか、そういうことを毎日つけておりますので、そういった報告をいただきながら、利用者の増減はチェックをしておるところでございます。

それから事業の内容ですけれども、チラシ等、各館それぞれ工夫を凝らしてつくっておっていただくわけですが、そういったものもこちらの方へ提出をしてもらっておりますし、事業報告、事業計画等もこちらの方にいただいておりますので、そういったところでチェックをしておるというような状況でございます。電話等でもいろいろ保護者の方等からいただきますので、そういうことがありましたら、その都度出向いたりしまして、状況等の改善をする必要があれば改善をしていただくと、そういったことを今やっておるわけでございます。

利用者の声はどうかということでございますが、そちらにつきましても、児童館ごとに意見

箱等を設けましたり、学童なんかですと、帰りに親さんが見えますので、そういったときには声をかけたりなんかしておりますので、そういったときにいろいろ御意見をいただいたりとか、そういうことでいろんな機会をとらえて御意見を聞くように努めているところでございます。

それから、宮本議員の質問にもお答えさせていただきましたが、そういった事業報告等をいただくのもモニタリングの一つかと思いますが、やはり私どもとしても、12館これでそろったわけでございますので、これからは質の向上を目指すというようなことは十分認識をしておりますので、工夫をしてやっていきたいと、そういうふうには思っております。

それから、民間の学童クラブですね。学童保育の民間との連携でございますが、こちらにつきましても、児童福祉課の職員等が中心となりまして、常に情報交換できるような体制で進めておるところでございますので、今後もそれぞれがスキルアップをしていただくような形で児童福祉課の方で中心になってやっていきたいというふうに思っております。

#### ○10番（真野和久君）

人数とか内容についての報告などは書類として受けているとは思いますが、やはりその中身として、本当にそれが具体的にどのように運営されているかということのチェックというのは、保護者の方からの意見等でしか確認できないというふうに思います。その点について、具体的にちょっと何かあれば、お尋ねしたいというのと、それからもう一つ、やはり委託先ですよ。指定管理者の中の、当然人員配置等ですよ。そういったものが、例えば指定管理者のものの事業との兼務というのがあるのかどうかというような有無とか、それから、管理者が雇用されている職員の賃金等の状況など、そうしたものをしっかりと把握しながら、やはり質の高い学童クラブ、保育の運営がやられることが必要だと思いますが、そうした点についての調査とかということも行われていないのでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

児童健全育成推進財団というのが国にごさいますて、そちらの方が児童館指定管理のポイントですとか、そういった指定管理者制度導入に伴う第三者評価項目、そういったものを発表といたしますか、冊子としてつくっておりますので、そういったものを活用しながら、現在、それぞれモニタリングには当たっておるところでございます。

それから、委託先、人員配置、もとの事業との兼務といたしますのは、どういったことでしょうか。人員配置の件で、もとの事業との兼務というのは……。

#### ○10番（真野和久君）

どこがどうだということではないですけども、例えば委託先として保育園に委託とかされていますよね。そうした場合、保育園の職員とか役職者との、管理者との兼務の状況ですよ。それと児童館の職員との兼務状況とかということがある場合も考えられますので、そうしたようなこととかがなされているのかどうかということです。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

児童館の規模によりまして、常勤の職員は何人というようなことで、私どもとしては指定の要綱の中でうたっておりますので、今現在、保育園と兼務をしているとか、そういうことはな

いというふうに考えております。

○10番（真野和久君）

それと同時に、賃金とかについても。

○福祉部長（加賀和彦君）

申しわけありません。そこの館長並びに職員が他の職員の賃金も把握しているかということは、ちょっと現状では把握をしておりませんので、次のそういった出向くときには一遍その辺もよく確認したいと思います。よろしくお願いします。

○10番（真野和久君）

具体的に、やはり運営状況について立ち入ってきちっとチェックをしていくことは非常に大事なことだと思います。また、指定管理ということの流れの中で、やはり行政として経費の削減とかというような中で行われている側面というのはかなり強いと思うんですね。しかし、その中で指定先の事業で働いておられる方々の賃金が低いというのではやはり問題がある。必要な行われた労働に対する対価としてはやはり正當に支払われるべきものであるもので、そうした点で、安く委託をするから、その影響として、そこで働いている方が低賃金で働いているような状況というのはやはりまずい。その事業そのものの質を落とすことにもなりますので、そうした点も、いわゆる労務管理の状況とか、そういったものもしっかりと把握することも大事なもので、今後そういった点も含めてちゃんとどういうふうに事業をやっているのかをチェックしてほしいというふうに要望して、終わります。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は1時30分より再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後0時13分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第58号から日程第27・議案第71号まで（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第58号：愛西市西保排水処理施設の指定管理者の指定についてから、日程第27・議案第71号：愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

八開も含めて23ある排水施設のうちの早尾と立田と八開の七つで、九つを除いた部分について今回指定管理がされるということでありますが、現状の管理組合の指定管理というのは、役員さんが報酬をもらっているわけでもなくて、ボランティア活動によって、ボランティアで支えられているということからくるさまざまな制約があるのは現実だろうというふうに思うんですね。今回の指定管理に当たっては、今の指定管理、23のうち八開方式でやっているところ、立田のようなやり方でやっているところ、料金についても、それぞれ佐屋と立田、八開、違うわけですから、そういう現状の中で、今どのような問題が存在をしているのかということについて、きちんと認識の一致が提案する側としてなされておるかどうかが。管理方式や料金の統一というのは、公共下水道の一部供用開始に合わせて検討を進めていくという答弁もされておりますが、今現状でこのようなたくさんの指定管理を提案するわけですから、そのあたりについてきちんと整理をして、今、問題点はここにある、今後、管理方式、料金の統一についてはこういう方向で検討をしていくと。その年度は何年からにするというようなことについて、指定管理に当たって改めてきちんと説明をされる必要があると思うんですね。そのあたりがこの前の議案の説明の中でもされておきませんので、きちんと説明されるのか。今はきちんとおっしゃるけど、いつまでにはきちんとするというのか、改めてこの段階で明確にしたいというふうに思います。

○上下水道部長（飯田十志博君）

指定管理者のことで御質問でございます。今後の管理体制とか料金について、方向性とか年度でございますけれども、現在、推進協議会によりまして、管理方式や料金についていろいろお話を承っております。しかし、各施設とも独立採算を原則として料金を定めてございます。したがって、管理方式や料金がそれぞれ各地区でばらばらでございます。今後につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、管理方式とか料金の見直し等も必要かとは存じますが、これにつきましては、農集排の最終地域でございます立田地区が今年度完了をいたします。したがって、立田地区が完了から3年後、平成23年度をめぐり各管理組合、推進協議会の御意見をお聞きして進めたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○21番（永井千年君）

今の説明は、23年度をめぐりにしてということ、24年から管理方式や料金の統一を図っていくと、こういうことですかね。公共の一部供用開始に合わせてという言い方もされておりましたが、それには間に合わないということなんでしょうか。

○上下水道部長（飯田十志博君）

22年の4月に公共の方が開始になります。それに合わせるというか、その時期を見て均衡を図っていくということでお話があったかと存じますが、先ほど23年度をめぐりとお答えをしましたが、23年度、こちらがやると申しましても、各管理組合さん等の御意見もございまして、そちらを聞いて進めたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○21番（永井千年君）

ちょっと語尾不鮮明でよくわからなかったんだけど、私が聞いているのは、23年度中に結論を得て、4月1日から新しい体系でやっていくということかどうかを聞いているんです。それでいうと、22年4月1日の公共の一部供用開始に合わせてという、かつて行われた答弁とも合いませんし、合わないなら合わないで「合いません」と言ってもらえばいいんだけど、合うような合わないような答弁でははっきりしないので、はっきりさせていただきたいと。これは今回、21年から23年まで指定管理するわけですから、指定管理中にそういう変更が行われる可能性があるのかどうかということにもかかわってくる問題ですので、ちょっと正確な文言で説明していただけますか。

○上下水道部長（飯田十志博君）

正確といいますか、23年度に立田地区の接続率100%を目指して完了を目指しておりますが、先ほども申しあげましたように、各管理組合さん、それぞれ独立採算でやってみえますので、各管理組合さんからの意見もお聞きしながら、できたら24年度、同じ歩調で進められれば幸いかと存じますが、ただ各管理組合さんの意見もございますので、調整できない点もあろうかと思っておりますので、時期的にはちょっと限定は控えさせていただきたいと思っております。

○21番（永井千年君）

ちょっとそういうあいまいな表現ではいかんと思うんですよね。これは今、ちゃんと23年まで指定管理をするって提案をしているんだから、いやいや23年中とっておるけど、御意見がいろいろあって、ずるずると延びて、それが25年になるのか、26年になるのか、はっきりしないというような形ではいかんと思うんですね。この条例を審議していくにかかわっていく基本的な問題だと僕は思うんですね、そのあたりが。もっと前倒しでやるならば、23年ということじゃなくて、3年の指定じゃなくて2年の指定なのかということだってあり得るわけでありますから、管理方式が今、立田については、それぞれの各組合で集金業務、支払い業務を全部やっていますので、そのことについて変更があることについては、やっていることが軽くなることについては皆さん多分賛成されることが多いと思うんですよね。だから、やるのかやらんのかあいまいなことではちょっとまずいと思うんで、これは御意見を聞いてということ、ずるずるとということじゃなくて、市としてやっぱり方針を、市の方針としてはこうだということできちんとまず物を言って、その上で議論をしてもらわないと、その年度があいまいなままずるずると議論するということではいかんと思うんです。その点どうでしょうか。

○副市長（山田信行君）

御指摘のように、22年度から公共下水道の一部供用開始が始まります。ということになれば、21年度中に料金の統一性とかそういったものはまとまりません。けれども、公共とコミプラ、農集排、この三者の考え方をどのようにしていくか。考え方、方針的なものだけでも、ある程度21年度中にはまとめなければならぬと、そのように考えております。段階的に移行していくとか、いろいろな考え方があると思っておりますので、そういった考え方をまとめるのが21年度中には行わなければならないだろうと今思っているところでございます。

○21番（永井千年君）

そうしますと、21年度中に考え方をまとめて、22年、23年と2年かかって各管理組合にしつかりと説明をして合意をいただいて、24年度から新しい管理方式、料金体系でスタートしたいと考えているというふうに確認してよろしいですか。

○副市長（山田信行君）

そういった前提で私ども努力をしていきたいと考えております。

○議長（加賀 博君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、58号から71号について、以前もこの問題を聞きましたが、いわゆるこの指定管理者の指定についての選定委員の問題ですね。選定委員の名簿が資料としてありますが、当然、市側から上下水道部長、そして地域振興課長が入っていますが、と同時に、3人の委員の方が、いわゆる管理組合の組合長、これは今回もそうですが、今回の当然指定管理の指定されるべき組合の組合長がその選定する側にも入っているというのはやはり問題ではないでしょうか。そういった点の認識というのはどうなっているのでしょうか。

○上下水道部長（飯田十志博君）

真野議員からこの質問についても以前にも御質問がございまして、そのときもお答えしていると思いますが、この選定委員につきましては、当該施設に深く関係のある者から市長が任命することになっておりまして、当該施設に深く関係する者ということで、建設段階から深いかわり合いがあり、また限られた区域の排水をよくするというのでそれぞれお願いしている理解者であると考えますので、選定させていただきました。

○10番（真野和久君）

関係があるからといっても、実際、選定されるべき団体の長が入っているということは、そもそもおかしくないですか。それはそういうふうにはならないですか。関係があるといえば、例えば当時のOBだった人とか、例えばその地域の利便を受けている市民から公募をするとか、いろんなやりようは当然あると思うんです。にもかかわらず、申請して、管理を出している組合の組合長がそのまま選定委員に入っているというのは、選定のやり方としてはやはりおかしいと思うんですが、その点はどうですかね。

○上下水道部長（飯田十志博君）

先ほども御説明しましたように、当該施設に深く関係のある者ということで、各地区からそれぞれ代表の方ということで選定をさせていただいておりますので、よろしく御理解をお願いします。

○10番（真野和久君）

問題なのは、本来、幾ら関係があるといったって、選ばれる方と選ぶ方が同じだなんていうのは、本来、選定のやり方として絶対おかしいですよ、公平性の問題からいっても。そういった点についてどうなのかと聞いているのであって、だから、先ほど言うように、関係する地域から公募するなりということでやりようはあると思うんですよ、その関係する方というのはね。

その点、そもそも委員をそういう形で選定するということに対しての疑問というのではないのでしょうか。そこはどうですか、市長、副市長は。

○副市長（山田信行君）

今回の選定委員の選考に当たりましては、今、部長が申しあげましたように、直接の当事者からそれぞれ貴重な意見をいただくという前提で選びましたが、それが利害関係に通じるということであれば、これはやはり今後の選定に当たりましては若干検討をして、見直すべきところがあれば見直して、疑問というか、公平性が損なわれることのないような選考委員のメンバーにしていきたいと思っております。

○10番（真野和久君）

これについては、合併の当初についても問題にしたんですけれども、当然、恣意的にどうこうということはないとは思いますが、やはり公平性という点からいって、選ぶ側と選ばれる側が一緒だというのはやはり問題だと思うんですね。そこはいろんなさまざまな運営上の問題点やなんかについても、再指定する中で明らかにしていくためにも、やはり広く、例えば先ほど言いましたように、その地域の利用者から公募で得るとか、そういったようなことも含めてやっていくことが必要だと思いますので、ぜひとも再検討をよろしく願います。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第72号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第28・議案第72号：市道路線の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第72号：市道路線の認定についての質疑を行います。

今回提案されております市道につきまして、特に幅員の狭い道路が提案されておりますが、この認定する理由は何かということについてお尋ねをいたします。7件ほど4メートル以下の道路が提案されておりますが、御説明をお願いします。

○経済建設部長（篠田義房君）

生活の用に供しておみえになるという判断をさせていただきましたので、今回議案に御提案を申しあげました。よろしく願います。

○24番（加藤敏彦君）

生活の用に供するということですが、恐らく地元から認定してほしいという要望があって、

その上で検討されてきたと思いますが、あと、よく市道に認定する場合には、道路の舗装とか側溝とか、そういう工事が行われる場合がありますが、そういうような計画も含めての話でしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

地元の総代さんからいただいた要望書には、市道という形で認定をお願いしたいというものでありました。それについては、地元で一般論については管理をしておみえになりますが、その辺の自分たちで管理していくのが大変だというような文面が要望の中にございましたので、即さま工事に入るということは、今、私の立場としては答えづらいところがありますので控えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（加賀 博君）**

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

議案第72号：市道路線の認定について質疑させていただきます。

議案の説明の中で、寄附によるものと地元要望ということで二つに分けて御説明がありました。地元要望というのはどういった形で市の方に届くのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。具体的には、先ほど加藤議員からもあったんですけれども、具体的に道路補修とか、そういうことも並行して要望等が上がってきているのではないかと思うんですけれども、そういったものがあれば、それもちよっとお聞かせさせていただきたいと思います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

市道の認定をお願いしたいという形で、地元の総代さんの方から要望書という形で上がってきております。

先ほど工事の関係については加藤議員さんの御質問にもお答えをさせていただいたんですが、私、この物件、全部現場を見て回りましたけれども、あえて私の個人的な観測といいますか、個人的な想像というんですかね、そういった見解でいいという前提であればお答えをさせていただきたいと思うんですが、よろしいですか。この17路線のうち、いわゆる未舗装の道路になっている道路が、佐屋地区でいいますと1624号線、同じく佐屋地区の2396号線、立田地区へ行きまして福原の26号線、福原の28号線、佐織地区の北河田278号線、これらは舗装がされておりませんので、恐らく21年度の地域内要望の中では出てくるのではないかなあと思っています。あとは狭い道路でありまして、L型等の側溝はついておりますのでいいかとは思いますが、その辺は先ほども申し上げましたように、21年度の要望の状況を見ませんと、こういった工事が発生するというようなお答えができませんので、お許しをさせていただきたいと思います。

**○5番（吉川三津子君）**

地元要望ということで、総代さんからというお話なんですけれども、総代さん経由以外で地元要望として扱っている事例ってありますでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

地元の総代さんからの要望書を私どもは要望書ということで取り扱わせていただいております。

ますので、そのほかの関係についてはございません。

○5番（吉川三津子君）

そうすると、ある期間というか、そういった時期を設けて、市道認定してほしい道路があるとか、そういったことの取りまとめですね。そういったものを総代さんの方に行政当局の方から示していらっしゃるのか。先日ちらりとお話ししたときには、土地改良区の関係からの要望もあると聞いているんですが、そういったものはそういったもので別に扱われて、土地改良区からの要望ということで扱われているのか。じゃあ、地元要望以外にこういった具体的な要望はどのように区分して扱っていらっしゃるのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○経済建設部長（篠田義房君）

土地改良区さんの方にはいろいろお世話になっております。それで、先ほど議員が御質問された土地改良区の関係でございますが、例えば土地改良区さんが県の方から補助を受けて、たしか通常の場合、50%だと思いましたがけれども、あと50%については土地改良区の方で、市からの補助金も当然でございますが、そういった形で道路の整備をしてみえるところがございます。土地改良区がないところにつきましては、先ほどお話ししましたように、ばら石をまいたりとか、地元の関係になろうかと思いますが、土地改良区のないところは、当然、直で総代さんの方へいくと思うんですが、土地改良区があっても土地改良区の役員さん等を通じて総代さんの方へ御相談があつて、総代さんの方から私ども市の方へそういった要望書が出されるというふうに私は思っております。よろしく申し上げます。

○5番（吉川三津子君）

やはり私も今回、火葬場の問題をやって、周辺道路の問題でいろいろ議会の中でさせていただいて、周辺道路が地元要望だというお話があつて、その後いろいろお話もさせていただいて、実際には総代さんからのお話ではなくて、地元の相談役さんからの要望が地元要望とされた事例とか、いろいろあつて、私は今まで議案の説明の中で、地元要望ということになると、やはり地域の総意という形で届けられたものだというふうに私は認識していたんですけども、そうじゃないものも随分あるんだなということを知ったわけなんです。その辺もう少し丁寧に、地元の全体のところから出てきたものなのか、土地改良区のそういったところから出てきたものなのか、今後やはり区分してわかりやすく公平に工事がされていくように望みますので、その点よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第73号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第29・議案第73号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議

題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

まず1点は、歳入の方で市債の増減額補正、地域づくり振興基金と公民館改修、臨時財政対策債と三つありますが、それぞれ当初予算の積算と今度の補正、どのように変わったのか、正確な数字で理由を教えてくださいと思います。

それから2点目は、例の固定資産税の訴訟の訴訟弁護士委託料ですが、この選定はどのようにされるのか、教えてください。

3点目は、地域づくり振興基金積立金28億5,000万円ということで、一部一般財源から入れて、そして28億5,000万にするという提案がされていますけど、これはなぜそのように一般財源から入れてこういう数字にするのか、説明ください。

それから4点目が、福祉作業所の臨時職員の不足の理由について、臨時職員ですから、のぞみと八開ですか。社協が委託している作業所についてはその対象でないと思いますが、実情を説明いただけるでしょうか。それぞれのぞみ、八開。

それからもう1点、これはちょっと追加で聞きますが、受託園児の保育所の運営費の収入が4,100万円で、当初が1億489万3,000円ですから、39%ふえています。これは何人から何人にふえる予定なのか。最近の市外からの受託については、このように当初予算の予測を40%もオーバーするという状況はどういう変化の中で起こっているのか、説明いただきたいと思えます。

以上5点、お願いします。

○企画部長（石原 光君）

それでは、まず最初に財政関係の方から、私の方から順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の市債の補正を当初予算の積算との関連でどうかという御質問でございますが、順にお答えをさせていただきます。

まず地域づくり振興基金事業7億8,700万円の追加につきましては、これは御案内のとおり、18年度、19年度も同様でございましたが、当初予算には計上しておりません。と申しますのは、前2年度もそうでありましたように、繰越金、あるいは普通交付税等のいわゆる歳入状況を見た上で補正計上しておりますので、今回、この12月に7億8,700万というものを追加補正という形をお願いしたということでございます。

次に、公民館事業の1,930万円につきましては、これは当初予算に計上したわけでございますが、一方では、当初予算において国の合併補助金、これは100分の100の補助金でございますけれども、これが当初の段階でいわゆる不透明といいますか、交付額の不確定といいますか、そういったようなちょっと見込みが立ちませんでした。そして、今回一応その額が4,400万という決定を国の方から見た関係で、今回、公民館の改修事業に充当するという事で補正をさせていただきますということでございます。それで、市債の減額補正につきましては、いわゆる

事業費の確定と合併補助金が財源に入ったことによるという内容でございます。

次に、臨時財政対策債の関係でございますが、これは議員も御承知のように、御案内のとおり、8月の交付税算定におきまして、いわゆる臨時財政対策債発行可能額というものが確定をいたしまして、その関係で変更という形をお願いをしたものでございます。

それから、地域づくり振興基金の関係でございますが、28億5,000万円にした理由はということでございますが、これといった特段の理由はございません。御承知のように、地域づくり振興基金の主な原資は合併特例債ということでございまして、基金造成に関しましては限度額まで借り入れできるという方針のもとに、今回、積み立て限度額28億2,000万円というものが国の方から示されておりましたけれども、いわゆる今回、議員からも御指摘がございましたように、若干一般財源の上乗せをしたということで、やはりきりがいい、区切りがいいと言ったらちょっと語弊がありますけれども、いわゆる28億2,000万という一つの限度額を前提に、そこへ2,100万を上乗せさせていただいて、28億5,000万という一つの区切りの中で設定をさせていただいたというものでございます。

○総務部長（水谷洋治君）

まず、私の方からは、2点目の選定はどのようにというような御質問でございますけれど、この関係につきましては、愛西市といたしまして、顧問弁護士さんをお願いいたしております。そういうような関係もございまして、私ども、訴状が来たときに、すぐ上司に報告すると同時に、顧問弁護士の先生に御相談を申し上げ、今回このようなお願いをしていくことでございます。以上です。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、福祉作業所の臨時職員賃金の関係でございますが、これは採用等、内定といいますが、決まった後に急遽、保育職でございますけれども、退職というような状況になりまして、やむを得ず臨時職員で対応したものでございます。それで、各施設の状況、のぞみ作業所と八開の作業所が直営で今運営しておりますので、そちらの方の、のぞみの職員の関係でございます。現在、のぞみは常勤3名のパート4名で運営をいたしております。

受託園児の関係でございますが、当初見込み、月当たりですけれども、175人を当初予算で計上させていただいておりましたが、月当たり平均52名の増ということで今回補正をお願いするものでございます。特に弥富さん、津島市さんが多いわけですが、送迎バス等のそういったサービスの違いも大きいんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○21番（永井千年君）

まず市債の問題ですが、臨時財政対策債については、これで満額ということで、当初予算は満額よりちょっと余分に計上してあったと、こういうことでしょうか。

○財政課長（大鹿剛史君）

臨時財政対策債の当初予算の上げ方でございますが、これは当然、交付税の見込みとあわせて財政課の方で算定しております。20年度の借入額として、19年度の起債上限額に7.7%増を勘案したという形で、これは計算しますと8億3,000万ほどになるんですが、それを若干抑

えて8億円と計上いたしました。今回、臨時財政対策債の発行可能額の算定上では7億2,714万7,000円という単位まで行きます。そこで端数処理をした結果として今回の計上となっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○21番（永井千年君）

それから顧問弁護士の問題ですが、前も私、何回か言っていますが、それぞれ事案事案で弁護士さんが、得意の分野もありますし、どういう立場で多く活動してみえるかということをやったり考慮しながら、顧問弁護士だけではなくて、幅広くそれにふさわしい弁護士さんに頼んでいただくという必要があると思うんですね。そのあたりが、最近の傾向としては、顧問弁護士は城弁護士ですか。その事務所に弁護士さんが四、五人見えるらしいですけど、すべてこの事務所にいろいろ依頼するという形になっておりますので、これは今後どういうふうな市を相手にした訴訟、職員が相手にされるような訴訟が起こってくるかわかりませんが、もう少し柔軟にその辺は考えていただいて、日ごろから、例えば人権を守る活動を大変頑張っている人なら、そういう関係のものなら、やっぱりそういう人たちに頼む必要がありますし、それにふさわしい人を幅広く依頼していただきたいと思いますと思いますが、そのあたりの考え方はないのでしょうか。ほかの市でも、何があっても顧問弁護士の事務所に全部頼むというやり方ではないような気もするんですね。その点、ちょっと先ほどの総務部長の説明がよくわかりませんでしたので、私が言ったような考え方の検討はされていないのかどうか、説明いただきたいと思います。

○副市長（山田信行君）

御意見の趣旨もよくわかりますけれども、この城弁護士事務所にも総勢5名の弁護士さんがお見えになります。そして、それぞれの分野にわたって幅広い識見のある方、弁護士さんでございます。それに、愛西市はいろんな問題を抱えておまして、その都度、この弁護士事務所へ相談やら御助言をいただいております。そういったことから、やはり顧問弁護士さんは愛西市の実情を一番実態をよく把握しておられます。そういうことから、基本的には顧問弁護士さんをお願いしたいと思っております。今回の事例の固定資産税評価の関係につきましても、日ごろから税に関するトラブル関係も相談しておりますところから、全く城弁護士さんでも問題のないケースだと考えております。

○21番（永井千年君）

ちょっと堂々めぐりですから、また委員会等でやりたいと思います。

地域づくり振興基金については、これはつまり、この2,100万というのはごく一部の話ですが、例えばそれがもっと5億とか10億とか、そういう単位で一般財源から入れて地域づくり振興基金として積み立てるというやり方の問題について、地域づくり振興基金の原資として融資を受ける際に何か条件的なものというのはあるのかどうか、そういうのは全くないということなのか、ちょっと教えてください。

○企画部長（石原 光君）

端的に言いますと、融資を受ける前提でそういった条件はありません。ただ今回、先ほどの

お答えと繰り返しのすると思えますけれども、議員おっしゃるように、5億でも10億でも積みめることは積めます。ですけれども、先ほど申し上げましたように、これも一応、財政の内部でいろいろ検討した結果でございます、やはり国から示された起債可能額、積み立て可能額というのが28億2,000万というものであるならば、やはりそういったものを前提とした中で、近いといえますか、一つの区切りがいいといえますか、ちょっとこれは語弊があるかもわかりませんが、その28億2,000万というものを前提とした、より近いところでやっぱり基金の積み立てというのは設定すべきであろうと。そういった中で整理をして、28億5,000万という基金の積み立てをお願いしたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○21番（永井千年君）

それでは、福祉作業所ののぞみについては、現在3名だけでも、もう1名正職員を雇って4名にする予定だったけれども、やむを得ず臨時職員でやっていると。これは来年度以降は改めて正職員をふやしていくという考え方に現在立ってみえるのかどうか、説明いただきたいと思えます。

○福祉部長（加賀和彦君）

現在、パートでお願いしている方ですけれども、非常に熱心にやっていただいております。前からそういうところで働きたいというような希望も持ってみえた方で、欠員ができたもんですから、そういうことで採用させていただいたわけですけれども、常勤と変わりなくいろいろやっていただいておりますので、現状ではこのままでいきたいというふうに思っております。

○議長（加賀 博君）

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

先ほど永井議員が質問をされました保育所運営委託料の関係で4,100万円なんです、弥富の方からたくさん来てみえるということですが、主にどういったところの保育園に何名受託園児をお願いしているのか。また、愛西市の保育園児の待機者が出るというような影響はないのか。その点をまずお聞かせ願ひたいと思えます。

もう1点は地域活動支援センター費ですが、扶助費が増大しておりますが、増大の現状とその要因は何かについてお聞かせ願ひたいと思えます。

○福祉部長（加賀和彦君）

他市町村から来ている受託園児の関係でございますが、11月の状況でお話しさせていただきたいと思えます。市江保育園が121名、美和多保育園が75名、丸島保育園が2名、勝幡保育園が16名、西川端保育園が6名、町方保育園1名、草平保育園が2名、立南保育園が3名ということで、226名の園児を今受け入れておるわけでございます。これによります市内の園児の待機でございますが、待機はございません。

それから、地域活動支援センターの関係でございますが、事業所等もここ一、二年のところ5カ所ぐらいふえておりますし、利用者も4月以降15人ぐらいといえますか、毎月利用者は変わりますので、平均で申し上げますが、15人ふえております。そういった関係で、年間の見

込み予算を上回ることになりましたので補正をお願いするものです。よろしくお願ひいたします。

○26番（宮本和子君）

今の受託園児の関係で、市江保育園が、定員を見ますと270人の中で受託園児を121名受託しているということで、園の45%、半分近くが受託園児ということなんですが、やはりそういう点では、受託園児は何%までとか、そういう規定は何にも、何人受託園児を受け入れても、そういうことは関係ないということなんですか。ある制限というのがあるんでしょうか。それから、今まで例年、昨年よりそういった意味ではふえているのかどうか。どのくらいふえているのか、ちょっとそこら辺をお聞かせ願ひたいと思いますが。

○福祉部長（加賀和彦君）

他市町村から受け入れる園児が何名以内とか何%以内とか、そういった規定はございません。年度初め、4月1日現在、定員の1割5分までは認められるといったあれはありますが、それ以降、特に2割5分までですとか、そういうことでかなり定員も今緩和をされてきておりますので、その辺は今のところ規定はございません。そういうことでお願ひしたいと思います。

それから、同じ月で申し上げますと、昨年に比べまして30名ふえておる状況でございます。

○26番（宮本和子君）

全体ですね。

○福祉部長（加賀和彦君）

はい、全体です。

○26番（宮本和子君）

規定がないって、園が多少定員オーバーして、2割とか2割5分はいいということですが、4月当初では市江は299名ですね。そうすると、4月以降から相当プラスをされているということで、300名以上の園児になっているということなんでしょうか。それは定員の関係の方は大丈夫でしょうかね。

○福祉部長（加賀和彦君）

市江保育園に限らず、ほかでも受託園児が来ているわけですがけれども、県の方の最低基準の監査等も毎年受けておまして、若干人数の上下はありますけれども、この受託園児に関して何らかの指摘があったということはございません。ただし、最低基準の必要な保母さんの人数ですとか、そういったことはきちり、それは今でも生きておりますので、それは監査の方でもやっておりますので、よろしくお願ひします。

○26番（宮本和子君）

そういう点では、市内の園児が今のところは待機者はないということですがけれども、やはり入りたくても入れない状況が、あまりにその一つの園に受託園児がたくさんということになると、そういうことも私としては危惧しますので、そういう点ではやはり愛西市の保育園に入りたい人たちを、園児を優先するというので今後もぜひお願ひしたいと思います。

それから、地域活動支援センターなどということで、ほかの日中一時支援費とか、障害者自

立支援給付費も含めて、特に給付費が随分ふえておりますけれど、そこら辺はどういう理由によるものですか。

○福祉部長（加賀和彦君）

自立支援給付費の関係ですけれども、これは入所施設の利用でございますが、隣の津島市さんにこの12月1日にあいさんハウスという施設がオープンをいたしまして、そちらの方に愛西市から最終的には8人か9人というところで、順次入っていますのであれですけれども、そういうふうでそちらの方へ入る人数が多くなりましたものですから、今回補正をお願いするものです。あわせて、ここは通所の生活介護等の事業ですとか短期入所なども実施をされますので、そういった利用見込みもあわせて今回補正をお願いしているものでございます。

○26番（宮本和子君）

そういう点では、障害者の方の入所施設ができたということでは、9名の方がそういったところへ入所できるということは、今まで入りたくても入れないという方が、そういう施設ができたことによって入所できたということは喜ばれることだと思いますが、障害者の施設入所、まだ希望している方で入所できないで待機している障害者はおられるのでしょうか。そういうことは把握されていることはありませんでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

相談等で窓口へお見えになることもあるわけですが、やはり将来のことを考えますと、親亡き後はそういうところへというような御希望もある方はあります。

○26番（宮本和子君）

そういう点では本当に、先ほども言われたように、親御さんが高齢化すれば、障害者の方を残してという形では入所を希望している人はふえていると思うんですが、まだまだ待機している方も見えるということであれば、今後もそういったグループホームとか、いろんな施設もできてくるわけですが、市としてもそういう方たちが入所できる対応というんですか、そういうこともぜひ今後は考えていただきたいというふうに思います。

それから、地域活動支援センター事業の利用が、そういった意味では去年の倍ということで利用者がふえているということで、先ほどの部長の説明では、施設、事業所がふえたということですが、今後も増加する傾向にあるのか、そういう点はどのようにお考えでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

自立支援法が今、なかなか次にどうなるかというところが見えてきていないわけですが、いずれにしても、ニーズはあるというふうに思っておりますので、そういった支援法との関係でこういうことを始めていただける方はあるのではないかなというふうに思っております。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第73号：平成20年度愛西市一般会計補正予算についてお伺いいたします。

最初に、一般会計補正予算の計上の仕方について、大きく愛西市としてのルールについてお

伺いたいと思います。なぜこういうことをお聞きするかといいますと、先日、市民の方から、昨年、親水公園で行われた市長会の収支報告について教えてほしいという問い合わせがありまして、秘書室の方でお話を伺いました。市長会では毎年、愛西市からも約40万円の負担金が支払われて、愛知県からも600万円くらい、それからまた、以前、議会でも取り上げましたけれども、宝くじの収益金、本来、市町村に配布されるべき宝くじの収益金を市町村振興協会がブールしているわけで、そこからも1年に約1,600万円の支出が市長会の方にされております。すなわち、私は市民の貴重なお金で市長会というのは運営されているんだけれども、その市長会で昨年、1日に260万円の支出がされたわけです。消耗品が約30万円、食糧費が、ちょっと驚いたんだけれども、99万円、看板が24万円、バスが10万円、会議用の机の借入れが68万円、記念品が17万円といった、愛知県の方、35市しかないわけなんだけれども、市長会で1日で260万というお金が支出されました。愛西市では、こういった接待飲食などを慎むべしということで、本当に周知がされているんだけれども、市長会の時代錯誤の甚だしいお金の使い方ではないかというふうに、私はこの決算書を見て驚いたんだけれども、市民の方いわく「260万円といえば、私の1年間の収入だわ」というような声もありました。持ち回りで1年に2回くらいこういった市長会が企画されているわけなんだけれども、こういった交付金というふうに、市長会の方は負担金補助及び交付金という形で愛西市の方に支出されているわけなんですけど、昨年の決算書にも出てこないわけで、こういった途中で入金がありながら補正予算に計上しない、そういった公金が扱われる場合があるのか、そういった場合、こういったルールで運用がされているのか、それを1点伺いたいというふうに思います。

それからあと、総務費、総務管理費、一般管理費のケーブルテレビの関係なんだけれども、これは具体的に今後、市の方としてはどのような活用を考えているのか。今後、何年にはこういった形にということでスケジュールをお持ちならば、それをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、先ほどから何度も質問が出ていますので、重複する部分は割愛させていただきますけれども、こういった扶助費において大変大きな補正額となっているわけなんだけれども、高齢化とか、そういった影響で生活習慣病から来る病気ですね。脳卒中とか、そういうことが原因で利用増がふえているのではないかと私、思うんだけれども、そういったケースの利用増の推移がわかればお聞きしたいと思います。

それから、障害者の自立支援の方の関係と介護保険の給付の関係と重複したサービスもあると思うんだけれども、そういった場合、どちらを優先にしてとか、できるだけサポートできるような方法としてどんなことを今、愛西市として皆さんに指導とか御相談に乗っているのか、その手法について伺いをしたいと思います。

○副市長（山田信行君）

それでは、最初に御質問のございました交付金の関係でございますが、この交付金、今回の補正予算には計上されておられませんことですので、私からかわって概略を説明させていただきたいと存じます。

基本的にルールがあるかどうかというようなお尋ねでございまして、国や県からの交付金につきましては、当然すべてを予算計上すべきものであり、これまでもそういった取り扱いをしてきているところでございます。そういったルールの一番根本的なことというのは、地方財政法の第3条だとか、地方自治法施行令に基づいて予算書の様式なども定められております。ひいては、愛西市の予算・決算会計規則、そういったものにもものつとりながら、私ども今まで予算編成を適切に行ってきたところでございます。

それで、御指摘のございました市長会の関係ですけれども、この市長会の定期総会は年2回行われておりまして、それぞれ市の県勢順序によって開催されてきております。御承知のように、愛西市も昨年の5月にその当番が回ってきておりまして、会場市としての務めを果たしてきたわけでございます。その開催に当たりましては、市長会の事務局ともタイアップしてやってきたことは当然でございまして、それに要しました経費などにつきましても、市長会から指示された枠内の金額でおさめておりますし、本来、経費の支払いなどにつきましても市長会の事務局が行えばいいというものでございますが、便宜的に私どもは市長会からお預かりしたお金を代行してきたと、開催市として代行してきたものでございまして、通常、地方自治法施行令で言うような交付金には当たらない、そういった解釈で昨年の一般会計にも予算計上はしてこなかったものでございます。そういったことでございますので、この取り扱いについては適切なものであったと思っております。

○5番（吉川三津子君）

市長会の方がどういった決算報告をされているのかというのが、それがまた問題、ネックになってくるかなと思うんですね。やはり企業の会計処理において、A社がB社に支払ったとなれば、B社は必ず収入として上げなければならないわけで、その中で市長会がどのような会計処理をされているかによって、愛西市が適正な会計処理をしたかどうかということになってくると思いますので、その辺についてどうなっているかということをもたまたまわかればお聞かせいただきたいんですが、私、なぜこういうことを言うかということ、今、裏金の問題が大変クローズアップされていると思うんですね。やはり行政の中でも現金の扱い方というのは厳しいルールのもと、できるだけ現金を扱わないということで、今いろんな支払いが銀行振込、講師のお金とかも銀行振込でやるというような形になってきていると思います。こういったイレギュラーなケースの場合、お金を扱うことによって、いろんな問題が出てくるのではないかなと思うんですけれども、今回こういったイレギュラーなケースの場合、こういったお金は新しく市が貯金通帳をつくられたのか、現金を秘書課の方が持って扱われたのか、そういったことはどうなっているのか。そういった場合の愛西市としてのルールというのがあるのか、そういったのをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○副市長（山田信行君）

先ほどもお答えしておりますように、この交付金、交付する側の市長会においては、名目を単に交付金という名称を使ってきておるわけですけれども、それはあくまでも私ども、地方自治法施行令で言うところの交付金には当たらない、そういうことでございまして、単に市長会

から必要経費をお預かりして、地元の関係業者などにお支払いしているだけということで、預り金として別段それが不透明な使い方をしているとか、そういうことはなくて、すべてそういった明細書、領収書などを添えて市長会の方へお返ししておりますので、そういった疑惑の持たれるような経費では全くないと思っております。

なお、この関係について、私、一つ疑問を感じますのは、要は今問題になっている関係は、今の補正予算に何ら頭出しとか計上されていない事項について、これらの議題に関する質問と受けとめられるのかどうか、そういったことを私、疑問に思っております、こういった取り扱い、議事進行上につきましては、議長さんにもお取り扱いをお願いしたいところでございます。

○5番（吉川三津子君）

私は決して外れていると思わないんですね。交付金として入金されたものであれば、補正予算のときに計上されるべきものであって、ほかにこういった事例はないかということで私はお伺いするつもりでございましたので、補正予算の予算組みのあり方という部分で大変重要な問題であろうというふうに思っておりますので、私としては、この議案から外れているとは思っておりません。

こういった事例ですね。やはり補正予算に載せずに扱われる事例というのがほかにもあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（加賀 博君）

ちょっと記録をとめてください。

（録音停止）

○5番（吉川三津子君）

議長に1点お伺いしてよろしいでしょうか。今の説明で十分理解できない部分があるんですが、一般会計補正予算の議案というのは細かい事業のことだけしか聞けないのか。やはりこの補正予算全体の組み方という部分について、それは議案の一つであろうと考えるんですけども、その辺について議長としてはどうお考えなのか、お聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○議長（加賀 博君）

今回の議題に上がっていないもので、議題外と申し上げただけです。不服でしたら……。

○5番（吉川三津子君）

議題ですね。

〔発言する者あり〕

○議長（加賀 博君）

いやいや、今の内容。

○5番（吉川三津子君）

では、市長会の中身に詰めることが問題だというふうに今お受け取りをしたんですけども、そういうことでよろしいですね。

○議長（加賀 博君）

はい。

○5番（吉川三津子君）

それでは、市長会の部分については、それでいろいろお話をいただいたので結構ですので、ほかに一般会計の予算に計上せずに扱われている事例、私は本来、すべて職員の方がお金を扱う場合は会計処理というところでやっていかなければいけないと思うんですけども、そういったものが具体的に存在するののかということについては、これは議案だと思いますので、そちらについてお伺いをしたいと思います。

○副市長（山田信行君）

通常の会計処理ということであれば、科目の中で雑入という科目もございますので、そういったところで経理するものもあれば、きちんと国や県からの交付金、補助金、委託金、そういったものであれば、それぞれの予算科目がございますので、何らかの形で一般会計を通じるやり方、それが適正だと考えております。

○5番（吉川三津子君）

じゃあ、ほかにはこういった事例はないということで受け取ってよろしいということですね。

○副市長（山田信行君）

そのとおりです。

○5番（吉川三津子君）

そうですね。

じゃ、あとすみません。答弁いただかないまま、次の質問をしてしまいましたので。

○企画部長（石原 光君）

それでは、2点目のケーブルテレビの関係についてお答えをさせていただきます。

まず、今回のケーブルテレビの整備の関係につきましての第1の目的は、いわゆる愛西市内における情報通信基盤の格差を解消するということが前提でございます。いわゆる立田・八開と佐織・佐屋地区の格差を解消するというのが大前提でございます。そうして、今後の活用の関係でございますが、今、例えばこれは全域整備された暁に、愛西市からいわゆる情報も含めてどういったことに活用できるかというものについて、今、西尾張ケーブルテレビと担当課である情報管理課といろいろ協議を進めているのが現状でございます。そしてもう一つ、今回の整備計画が、来年いっぱい、いわゆる12月いっぱいかかるということでございます。そして、当然ながら、実際その運用といいますか、視聴できるのが22年度からということになりますので、当然、仮にいろんな市としての活用を検討していく上で、実際それが実施になるということになりますと、やはりこれは22年度以降ということになりますので、そういったものを含めて、来年1年、よくよくこういった中身の問題についていろいろ検討を重ねていきたいというふうに考えております。以上です。

○福祉部長（加賀和彦君）

社会福祉費の関係で、高齢化、あるいは生活習慣病が原因で障害になる方が多いのではないかとこのお話でございますが、手帳の診断書からは、どこの部位が不自由だということとはわか

りますけれども、原因までは書いてありませんので、私どももそこまでちょっと把握したことはありませんが、やはり生活習慣病による障害になられる方はあるとは思いますが、データの的には持っておりませんので、よろしく願いいたします。

それから、介護保険との優先の関係ですけれども、制度上では介護保険が優先ということになっておりますので、同じサービスの場合は介護保険を使っただけということになっておりますが、障害の方につきましても、ケアマネジャーの、今、介護保険と同じような制度になっておりまして、そういったケアマネジャーがありますので、そういったところから相談等があれば対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○5番（吉川三津子君）

ぜひ公金ということですので、きちっと一つの仕組みの中で扱われるよう努力をしていただきたいというふうに思っています。

それからあと、障害者と介護の関係なんですけれども、どうして障害を持つようになったかという原因の調査等がされていないということなんですけど、やはり現状をしっかりとつかんでこそ、改善とか予防につながっていくと思うんですね。できるだけこういった方をなくすために、いろんな予防のためのサービスも提供されているわけですので、こういった問題が今あるかということをつかまない限り、対策というのはないと思いますので、極力やはりこういった原因等の調査、実態もつかみながら、よいサービスを提供していただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

今の質問と重複するところもありますが、とりあえず全体的に。

先ほどの地域情報通信基盤整備推進事業、いわゆるケーブルテレビのケーブル敷設についてですが、時期については先ほど来年の12月いっぱい、再来年度から視聴開始という話でした。具体的な話をこれから詰めていくという話はされていますが、基本的に、地域内の情報格差の話とはいっても、やはり市民の皆さんがどれだけアクセスできるかということが非常に重要になってきます。当然、基盤整備も重要ですけども、アクセスできる条件がなければ、基盤整備をやってもあまり意味がないので、そこはやっぱりきちっと詰めていく必要があると思うんですね。そういった点で、一つはネックとなってくるのは利用料の問題。これまでも話はしました、質問したこともあります、利用料の問題をやっぱりしっかり詰めていく必要があると思います。今で言うと、いわゆるデジタルで言うと2,100円が一番安い状況になっていますが、やはりそういった状況ではなかなか入りづらい方もたくさん見えるんじゃないかと。現実に今、敷設されています佐屋・佐織地域においても、佐屋の場合には軒先までやったという状況もありますので、それなりに加入されている方も多いですけれども、佐織では非常に加入率が低いという話はクローバーチャンネル・テレビの方から聞いたことがあります。そういったことで、これだけお金をかけて敷設をしたにもかかわらず、いわゆる市から情報を得る端末として利用

が少ないのではお金をかけた意味がないということになりますので、利用料をどういう形に今後していくのかということ、その考え方をまず聞きたいということ、それからもう一つは、美和でいくと美和チャンネルとかというのがありますが、そういう愛西市チャンネルみたいなものをつくっていくような考え方があるのかどうか。今で言うと、現実には今の愛西市の情報に関してはクローバーチャンネルの中に出されていることになってはいますが、いわゆる文字が画面で案内が出るという形だけになってはいますが、そういった点も、津島市の情報の脇という形にどうしてもなっている現状があると思うんですが、そういった点でも、愛西市として、これは議会の問題ですけど、議会の放送の中継をどうするかといったような問題も今後出てくると思うんですが、そうした点も含めてやはり独自チャンネル等も考えていかなきゃならないかもしれないので、その点についての考え方をお願いします。

○企画部長（石原 光君）

まず、開始といいますか、完了の関係につきましては、今、議員申されたとおりで、また吉川議員にお答えしたとおりでございます。

それで、利用料の問題で御質問をいただいておりますけれども、今回のこの幹線整備につきましては、未整備地区、いわゆる立田・八開ですね。そこに対して、期限限定で加入金、引き込み工事費を無料にすると。そして、一般放送、地上デジタル放送のみの月額525円のコースを設けるというケーブルテレビ側の一つの考え方といいますか、提案といいますか、そういったものをもとに、一応未整備地区については幹線整備、その後の接続率というものを考えておられるようです。

議員おっしゃるように、当然、市としても多額な投資をして今回整備をすることになります。当然、今回の整備によって、一つ愛西市としての幹線整備というのは終わることになります。当然ながら、一応それだけの私どもも投資をするということは、やはりケーブルテレビとしての効果というものを当然大にする。効果が上がるようないろんな情報提供というのも当然していかねばならない。災害情報だけじゃなくて、当然そういったものに取り組んでいくということは必要だというふうに考えております。

それで、2点目の愛西チャンネルの関係ですけれども、これは美和町さんの独自のチャンネルということもクローバーの方からもよく聞いておりますし、御質問の愛西チャンネルですね。これを新設すれば、いわゆる放送時間というものも長く確保できるというメリットは当然出てきますよね。ですけど、言いかえれば、やはり長く時間を放映するということは、その分、情報というものをきちっと提供するという、提供する側の情報というものもきちっと確立しなければならないという分も当然出てくると私は思っております。それで、愛西市チャンネルを設定するに当たっては、送信機とか変調機の購入など、機器の購入というものも当然発生してくるという費用負担面も当然出てくるわけでございまして、今回、一般質問で議会放送という放映についてどうだというような御質問も出ておりますけれども、やはり将来に向けて費用対効果というものも当然視野に入れて、これは一つの案ですけれども、やはり町村町村独自でやるよりも、海部広域的な部分の中でそういった独自のチャンネルができるというなど。これは私

の個人的な私見ですけれども、そういった方法もこれから将来に向けて考えていくのも一つであらうかなということも思っておりますので、この愛西市チャンネルの関係については、よくよく検討しながら、またそういった方針が出れば、また皆さん方にお諮りをしたいというふうに考えております。以上です。

○10番（真野和久君）

当然、情報の内容についてはありますので、そうした点も今後含めて考えていかなきゃならないことだと思いますので、また愛西市として、先ほどもありましたが、こういった情報を提供していくのかということをしかりと踏まえてやっていくことが、本来はそもそもそういったお金を出す以前のところできちっと計画しなきゃならないことだと思うんですけれども、そういったものをこれから検討をぜひともしていただきたいと思いますし、また、市民の意見もたくさん聞きながら充実をさせていただきたいと思います。

あと、利用料に関して、先ほど期間限定でという話がありましたが、期間限定になると、地域的な格差も当然出てきますし、既存敷設地域の加入者、加入者を我々がふやしてもあれですけども、愛西市の情報にアクセスできるようにしてもらおうということを考えれば、やっぱりそれなりに独自の方法を考えていかなければならないと思うんですけれども、そうした点は考えてみえないのでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

議員おっしゃるとおりでありまして、当然既存の整備地区、今2,100円というコースが最低料金なんですよね。当然ながらクローバーの方には、先ほど私が申し上げました、例えば一般放送、地上デジタル放送も2011年に開始されてきますので、先ほど525円という言い方をしましたけれども、そういった月額525円という料金の設定も当然将来的に視野に入れて、やっぱりクローバーの方でそういった料金設定もひとつ考えてくれという要望は事あるごとにしておりますし、クローバーの方も、そのような具体的な一応考え方は私の方もらっておりませんけれども、当然、将来に向けて視野に入れた考え方を持っておってくれると思っておりますので、引き続いてそういうような話も要望としてしていきたいというふうに考えております。

○10番（真野和久君）

料金が幾らがよくて幾らが悪いとか、高い、安いということではないと思うんですが、やはり自由にアクセスできる状況にはないので、そうしたところはそれなりに考慮をしながら、市として整備をしていただきたいと思いますし、また、例えば公共施設やなんかアクセスできるような環境を整備するようなことも含めて、また検討していただきたいと思います。以上です。終わります。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで10分間ほど休憩をとりたいと思います。3時ちょうどから再開したいと思います。

午後 2 時 47 分 休憩

午後 3 時 00 分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第74号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第30・議案第74号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第74号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。今回の補正を見ますと、国民健康保険税、補正額が4億4,568万円で、これはマイナス21.7%の減額補正であります。それから、療養給付費の交付金で、これが2億8,000万円でマイナス28%の減額補正であります。それから、前期高齢者交付金10億5,737万2,000円で、これは198.6%の増額補正であります。大変当初予算に対して大きな補正額がそれぞれ出ておりますけれども、その大きな補正額が出た理由。それから、当初予算で対応ができなかったのか。この2点についてお尋ねをいたします。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の保険税の関係でございますが、これにつきましては、御承知のとおり、本年度から後期高齢者医療制度が創設をされまして、75歳以上の方々、約5,000人でございますが、国保の制度から抜けられました。この方々すべての所得見込みを把握して当初に算出するのが困難であったため、今回、本算定の数値をもとに減額をお願いするものでございます。

あと、2点目の療給の関係でございますが、これにつきましては、退職者医療の方の関係でございます。当初の見込みよりかなり多くの方が前期高齢、この制度も始まっておりますので、この関係で大きく減額をさせていただいております。前期高齢交付金の関係でございますが、これにつきましても後期高齢者医療制度の創設に伴いまして新たにできました歳入項目でございますが、当初の予算作成時におきましては、ある程度の伸び率を算定いたしましたが、予想以上の伸びの数値で今回交付をされてきたため、また、当初予算の段階におきましては、歳入不足を生じないように抑えた計上とさせていただきましたので、このような数値になりましたので、よろしく願いいたします。

○24番（加藤敏彦君）

一つは本算定が出なければなかなか数字が出せなかったということと、それから、赤字にならないように抑えた予算を組んだということが理由であるということですね。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

21番・永井千年議員。

○21番（永井千年君）

1点だけ。国民健康保険税の算定の説明で、当初予算の計上について、75歳以上の5,000人も含めた当初予算を計上したためにこのような減額になったのか、そのあたりがもうちょっと正確に理解できるように説明していただけないでしょうか。見込み違いというだけではちょっとよくわからないので。人数は後期高齢者も入れてカウントされた保険税が計上されていたのか、人数はきちっとカウントしたけれども、保険税だけ全部含めてカウントしておれば、当然、1人当たり保険税が、僕は他市の比較の資料をいただいて、電話が他市からかかってきたんですね。1人当たり保険税がめちゃめちゃふえておるけど、どうして愛西市はこんなにふえているんだと。市の中でドベから2番目だったやつが、上から2番目になっちゃったんですね、1人当たりの保険税が、当初予算は。「保険税を引き上げたの」と。「いや、何にも上げておらせんよ」と。「おかしいなあ。上げてないのに、どうしてドベ2からトップ2になるんだ」という論議を他の市の方から連絡をくれた議員と話をしたことがありますけれども、そのあたりをちょっと正確にもう一遍説明していただけますか。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

先ほども御説明をさせていただきましたが、本算定の時点できちっとするというので、当初は含んだ税額で計上をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○21番（永井千年君）

だから、正確にはじいてくれというのは、人数はカウントされておったわけでしょう。人数の移行はカウントされておったと。だから、大体他市では1人当たりどのぐらいの保険税になるかということ概算でカウントして、当初から、人数を除く以上は税額もちゃんと除くということ計上してあると思うんですね。多少のずれはあるけれど。だから、なぜ愛西市はそういう保険税は後期高齢者も含めたカウントの仕方をしてしまったのかというところが、僕は、できることなのにあえてやらなかったと。それは当初予算の計上の仕方として、やっぱりおかしいんじゃないかと。おかしいならおかしい。当初予算の計上の仕方がやっぱりおかしかったと。おかしかったのかどうか。いや、別におかしくも何にもないよと言われるのか。そこをやっぱり今後の、先ほども補正予算の議論がありましたけど、当初予算の議論の基本にかかわることなので、反省すべきことがあればきちっと反省して、次からは正確な計上の仕方をするというふうに言ってもらわなくちゃいけないし、そのあたりどのような認識にあるのか、もう一度説明していただけますか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

当初予算の税の算定、計上の仕方につきまして、私からお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど部長の方から答弁の中にございましたように、基本的に後期高齢者医療の創設に伴って、実質的には75歳以上の方々が国保の制度から抜けられるということは当然わかってはおりました。しかし、基本的に通常、過去の例で申しますと、当初予算の国民健康保険税をはじくときに、前年度の本算定の数値をベースに、所得等の伸び、増減というものを掛け合わせながら試算をするのが通例でございます。しかし、今回、新たな制度で75歳以上の方が抜けられるということが想定をされましたものの、それでは、75歳以上の方々が抜けられるときに、その方々の個々の所得の状況、これもまた推計にはなりますけれども、それらをもとにした保険税が果たして幾らになるのかといういわゆる算定の業務自体がこの当初の段階ではできなかったというのが現状でございます。先ほど人数についてのお話でしたが、これも現実的な数値といたしましては、3月末から4月に移行する段階で正式な人数、先ほど約5,000人と申しましたけれども、それが固まったわけございまして、決して人数だけ差し引いた形での計算という計上ではございません。ただ、これで20年度本算定が固まりましたので、21年度の予算の計上の折には、いわゆる本年度の本算定の数値をベースとした予算計上をさせていただく予定でございますので、よろしく願いをいたします。

#### ○21番（永井千年君）

ややこしい話をしておるわけではなくて、当初予算の算定の仕方として、10月1日に移行をする制度ではなくて、4月1日から移行する制度であるならば、そこは困難であっても、いろいろ相談して、できるだけ近いものの算定というのはやっぱりやるのが普通だろうと思うんですよね。だから、今後もこういう保険制度の変わるのとは当然ありますし、政権が変われば後期高齢者医療制度はなくなるというふうに私も思っていますので、そうなるともた変わるということになりますよね。だから、そういう点で、制度が変わるときの当初予算の算定の基本的なやり方について聞いているんです。それはやむを得なかったのか、今後もこういうやり方で、正確なものがカウントできない場合は抜ける人の分まで、あるいは逆に入る人の分までカウントすることはしませんよということなのか、そういう考え方が正しかったのかどうなのか、ちょっと聞いておるもんですから、そこは担当課長だけで判断できない話なのかもしれませんが、答弁いただけますか。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

今回の算定につきましては、今、課長が申しあげましたとおりでございますが、今後につきましては十分注意して予算計上をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

〔「加藤議員に対する答弁が間違っておったなら、訂正してもらわないかん」の声あり〕

#### ○議長（加賀 博君）

答弁が違っておるという意味ですか。

〔挙手する者あり〕

24番・加藤敏彦議員。

#### ○24番（加藤敏彦君）

私に対する答弁ですけれども、永井議員の質問で明らかになりましたが、この本算定で出て保険税額が確定したと。普通、本算定が出てというのは、最終的な国保の金額が出てというふうに一般的には受けとめますけど、実際は後期高齢者医療に入った人の人数と国保の人数が重複して4月の時点ではカウントされておりますから、この重複した部分もあるというふうにきちっと説明すべきだと思います。できれば、重複した部分の金額もわかれば紹介すべきだと思います。よろしくお願いします。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

御質問につきまして、先ほどの答弁内容、確かに不十分と言われればおっしゃるとおりでございます。今回のいわゆる保険税の補正の中には複数の要件が加わってきておると。ただ、最初の答弁で、あたかも75歳以上の方々の分についての表現の仕方というのがちょっと不十分であったかとも思いますので、その辺は訂正をさせていただきたいと思います。

それから、いわゆる75歳以上の対象者に係る分の額についてのお尋ねでございますが、申しわけございません、いわゆる単純な比較というものをちょっとしてございません。先ほど申しました複数の要件が加わっておるというふうに申し上げました。これは後期高齢者医療の制度が一つと、それから大きくもう一つ、先ほど答弁の中にもございましたが、退職者医療制度の区分変えというのがございます。この分が退職者の方から単純に一般の方に動いた部分ということで見るのであれば、純粹に一般分に係る国保の税が約3億1,000万減の補正をお願いしておりまして、退職者被保険者分に係る税が同じく1億3,400万円ほど減となって、合わせて4億4,000万ほどになっておるわけでございます。で、75歳以上の方々についてというふうに限定をされるのであれば、単純に一般分の方にその75歳以上の方が抜けられた影響額が出ておりますので、それで御理解をいただきたいと思います。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第75号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第31・議案第75号：平成20年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第32・議案第76号（質疑）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第32・議案第76号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

議案第76号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算ですが、介護保険システム改修委託料ですが、来年度の第4期の介護保険制度の見直しの準備ということでシステム改修が行われますが、その内容についてはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

システムの改修の内容でございますが、21年4月より要介護認定に対する全般的な見直しが行われることになりまして、現行の認定調査項目82項目に新たに6項目が加わりまして、さらにそこから14項目除外して、最終的には74項目の認定調査項目になります。これに伴いまして、認定ソフトは国から送付されるわけでございますが、これからはマークシートの方式になりますので、そういったシステムの変更、あるいはそういう読み取り装置等をお願いするものでございます。それ以外に、介護保険料等も変更になりますので、そういったことの改正、それから事務的な関係でございますが、医療高額合算制度等、そういった事務制度の改正等もございまして、そういうことに対応したシステムにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

介護保険の介護認定が、今までの項目よりプラスされて、また引かれるということで74項目になります。そうなりますと、今までの介護認定の介護度の変更というのが、これからやる人はまだそれでいいんですが、今までの方の介護認定なんかの関係が変更になってくるというようなことはありませんでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

実はこの認定調査の変更につきまして、9月から10月にかけてモデルで実施をしております。それを全国で集計をいたしまして、結果を見たわけでございますが、一応国の方といたしましては、介護度別の出現率については、そのモデルでやったときは、従来のものでやって、新しいのでやって、その比較をしたわけでございますが、大きな違いはないということで、4月から導入するというふうに聞いております。

**○26番（宮本和子君）**

今までの方が介護認定をされないというようなことになると大変困ったなあとは思いましたが、そういったことはないようですので一安心ですが、それから介護保険料の関係のソフトも入るということですが、介護保険料の段階などが拡大されるのか。また、介護保険料が高いので引き下げてほしいというような声も寄せられておりますけれども、第4期の介護保険料の改正で値下げが可能となるのか、また段階も拡大されるのか、お聞きしたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

現在、介護報酬の改定も、介護従事者の処遇の改善のために3%引き上げるという大枠は決まっておりますが、その辺をどういうふうに配分されるかということがまだはっきりして、私どもには通知が来ておりませんので、その辺のところがかみかねておりまして、全体の給付費がかみにくいもんですから、まだ保険料の算定までには至っておりませんが、段階等につきましても、暫定で今やっている部分もありますので、その辺の対応ですとか、6段階が基本ではありますけれども、そういった今までやってきた過去の経緯の方のアップ率等もありますので、その辺を考慮して決めていきたいというふうに思っております。

○26番（宮本和子君）

そうしますと、3月議会に提案するという話になろうかと思っておりますけれども、ぜひそういう介護保険料が本当に高いということで、高齢者の方たちも大変厳しい、年末もあるということで、今後も本当に厳しい状況に置かれていますので、ぜひ低所得者への減免とか、また段階別に拡大して払いやすい介護保険料にぜひしていただきたいということで要望して、終わります。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第77号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第33・議案第77号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第78号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第34・議案第78号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・意見書案第8号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第35・意見書案第8号：「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書につ

いてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

21番・永井千年議員。

○21番（永井千年君）

提出者が提出に当たって、「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書をなぜ今回提出するに至ったのかの基本的な考え方をちょっとお尋ねしたいんですが、この間の動きというのは、政府が企業のもうけのために規制緩和をどんどん進めて、従来の事前規制をやめて、問題が起きてからの対処に重点を置いた、いわゆる事後規制に切りかえたということが非常に大きな問題だと思います。例えば汚染米が今問題になっておりますが、これは自民・公明が2003年に、米ビジネスの発展と称して、米の取り扱いの業者を登録制から届け出制にいわゆる規制緩和したと。政府が米の流通をコントロールする管理責任を、この改正によって完全に放棄してしまったことが最も大きな原因の一つだと思うんですね。したがって、この食の安全確保の問題では、今までのやり方が何が間違っていたのかという反省がきちっとされて、それに対して対処していくということでないといけないと思うんですが、中には例えば偽装表示の表示問題なんかでは、やはり消費期限と賞味期限の違いの問題が問題になって、製造年月日に一本化したらどうだとか、あるいは輸入食品の監視体制でいえば、今現在10%しかチェックしていないので、これをやはり半分はきちっとチェックできるようにするべきだとか、あるいは消費者庁の設置の問題でも、やっぱりこの規制緩和の路線をきちっと、産業優先から消費者保護に切りかえていくということが必要だと思いますし、それから消費者安全法の制定の問題でいえば、食品衛生法とか製造者責任法、消費者契約法、これらの抜本的強化が必要だというふうに思いますが、これとの関係ではどういうふうにしてあるだとか、あるいは国民生活センターや地方の消費生活センターですね。これらが、私たちも担当者に聞いてびっくりしているんですが、ほとんど臨時職員で200万以下の状態にあると。こういう問題は非常に、今回5項目が出ていますけれども、多岐にわたっていると思うんです。これをやはり今までのやり方をどこを反省するかということがそういう点で大変大事だと思いますので、きょうは長々とやりませんが、その基本的な考え方のところだけ提出者に一言だけ質問させていただきます。

○14番（小沢照子君）

この質疑は、本来、通告制が原則になっておりますが、通告をいただいておりますので、一言とおっしゃいましたけれども、朗読をもって答えにかえさせていただきます。

近年、食品の安全表示に関する悪質な偽装や有害物質の混入、事故米問題など、食の安全を根底から揺るがす事件や事故が多発している。特に事故米問題では、農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展した。業者の生命軽視の声は厳しく処罰されるべきであるが、それ以上に国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省がその責任を果たさなかっただけでなく、被害を拡大させた責任は重大である。国民の不信、怒りは極めて大きい。現在、農水省では農林水産省改革チームを設置し、業務、組織の見直しを行うための取り組みを進めて

いるところであるが、今後、同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促したい。また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者問題は、どれも深刻な様相を呈している。政府の消費者行政推進会議の報告書 ― 6月13日でございますが ― によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっている。こうした縦割り行政の弊害を消費者中心に改革するため、内閣府のもとに消費者庁を早期創設し、ここを起点に省庁横断的な消費者行政を推進するべきである。この考えで意見書案を提出させていただきましたので、これで答えにさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・請願第3号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第36・請願第3号：総合斎苑建設計画の見直しを求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

請願第3号：総合斎苑建設計画の見直しを求める請願について、2点について紹介議員にお伺いいたします。

まず1点目ですけれども、項目2項あるんですけれども、その一つなんです、「だれもが納得される」とありますが、どのように選定をすれば「だれもが納得される」のか、お伺いします。

2点目ですけれども、適切な規模ということで、「適切な規模に見直す」とありますけれども、「適切な規模」とはどのようなものかということについてお伺いします。

○10番（真野和久君）

請願ですので、紹介議員として我々の考え方をある程度説明するという形でお許し願います。

一つ、今回、建設予定地の選定の仕方をだれもが納得できるようにやり直すということが1点目にありますが、今回の選定のし直しということに関しては、8月末の都市計画の意見陳述等でも、特に西保の団地の方々等からも出ておりましたが、やはり現在の用地の選定に関しての理由そのものが明確な根拠が希薄であるということが主張をされていたと思います。そういった点で、一応5候補地あるわけなんですけれども、その中から選定するに当たって、やはりもっと具体的に、例えば造成費用の問題とか、そうした数値的なものも含めて明らかにしていくことがやはり大事であるというふうに私たちは考えます。また、これだけではないですけれども、

例えば都市ガスの問題も含めて、その選定をしたときは若干変わってきている状況もありますので、そうしたことも含めた選定をきちっと明確に公表しながらやっていくことが、やはり多くの方が納得のできるものに、当然、一般的には迷惑施設と言われるものですから、当然誘致に関しては反対をされる方も出てくるとは思いますが、やはりそうした人たちに納得をしていただけるというためには、明確な基準、明確な判断というものが重要だと思いますので、そういう形で新たにもう一度それをやり直すということが大事だというふうに考えています。

それから、2点目の適切な規模ということですが、適切な規模がどのぐらいなのかということは、一つは、今回も我々市民アンケートも行っておりますが、やはり愛西市としてセレモニーホールは必要ではないんじゃないかという声はかなり多くを占めました。一つは、ここに書いてあるとおり、セレモニーホールは設置することは必要ないのではないだろうかということが一つの大きな焦点となると思います。そうしたことでの施設の規模の縮小といったことがもう一度検討されるべきだというふうに考えています。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・委員会付託について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第37・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第45号から議案第78号、意見書案第8号、請願第3号、陳情第18号から陳情第21号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会等へ付託をいたします。

なお、各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

あすの継続会は午前10時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時34分 散会

